

一般社団法人 北海道地域農業研究所

会 報

# 地域と農業

第 112 号

Jan.2019

*Winter*

- 特集** 力強い北海道農業の構築に向けて 第8回  
「卸売市場法の改正と市場流通・生産者への影響」
- 観察** 新たな協同組合と協同組合法



エーコーブ 高度化成肥料  
くみあい

くみあい 粒状配合(BB)肥料



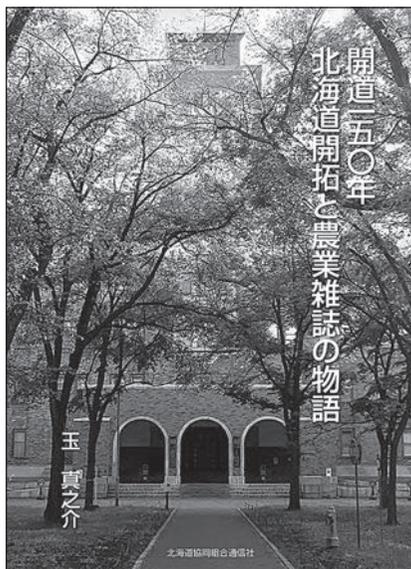
稔りある大地とともに

**ホクレン肥料株式会社**

代表取締役社長 関野 哲正

札幌市中央区北4条西1丁目1番地（北農ビル18F）

TEL 代表 (011)222-2444  
FAX (011)232-3597



## 開道一五〇年 北海道開拓と農業雑誌の物語

玉 真之介 著

本書は、明治に始まる北海道の農業開拓150年の歴史を、かつて北海道農業会議が発行していた『北方農業』誌の変遷に焦点をあて描いたものです。

明治14(1881)年12月創刊『勸農協会報告』に始まり、農政や農業団体の動向とともに形を替え、大戦中・戦後の『北方農業』に至るまでの、各誌に論説や記事執筆で関わった多くの関係者、研究者の考えや思いを拾い上げた、「北海道農業“思想史”」入門編とも言える1冊です。

A5判 118頁

定価 本体価格 1,389円 + 税 送料 300円

一図書のお申し込みは下記へー

**デ ィ マ ン 社** 管理部  
株式会社 北海道協同組合通信社

☎ 011(209)1003  
FAX 011(271)5515

※ホームページからも雑誌・書籍の注文が可能です。http://dairyman.aispr.jp/

e-mail kanri@dairyman.co.jp

# 地域と農業 Vol.112

表紙：「共和町（前田地区）  
から望む羊蹄山とニセ  
コ山系」

写真提供：共和町役場



## 目次

- 2 **地域農研NOW** 現在の研究所 ～各調査及び研究課題のとりまとめ～
- 
- 5 **観 察** 新たな協同組合と協同組合法  
—第29回 JA 北海道大会の議案書を閲覧して—  
小樽商科大学 商学部企業法学科 教授 多木誠一郎
- 
- 13 **所長の直言** ついに「日米物品貿易協定」(TAG) 交渉へ  
—TPP11・日EUEPAに続き、更なる「市場開放」か—  
一般社団法人 北海道地域農業研究所 副理事長・所長 飯澤理一郎
- 
- 17 **特 集** 力強い北海道農業の構築に向けて 第8回  
「卸売市場法の改正と市場流通・生産者への影響」  
東京聖栄大学 健康栄養学部食品学科 客員教授 藤島 廣二
- 
- 25 **レポート** 「北海道米麦改良協会の新たな取り組みについて」  
一般社団法人 北海道米麦改良協会 業務部次長 岩下 徳之
- 
- 38 **Essay** 「地域で見つけた宝物」  
北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課  
6次産業化専門官 蝦名 理恵
- 
- 44 **シリーズ** いきいき農業高校 第3回  
北海道旭川農業高等学校
- 
- 54 **研究所だより** モニター会議概要  
講 演 「これからの北海道農協の取り組み課題」  
—第29回 JA 北海道大会をふまえて—  
北海学園大学 経済学部 教授 宮入 隆
- 
- 85 **連 載** わがマチの自慢 No.20 共和町  
一般社団法人 北海道地域農業研究所 特別研究員 三津橋真一
- 
- 93 掲示板・編集後記・DATA FILE

## 現在の研究所各調査及び研究課題のとりまとめ

□ホクレン委託事業に係る現地調査

(一〇月二日・二〇日、十一月一九日・二八日)

研究者と同行して、受託課題に係る現地調査を行いました。

□農業公社委託事業に係る現地調査

(一〇月五日、十一月三〜六日)

研究者による行程にて、受託課題に係る現地調査を行いました。

□北農五連委託事業に係る現地調査

(一〇月九日・二三日、十一月六日・八日、十一月二三日・

一五日・二二日・二七日・二九日、十二月四〜六日)

今年度受託した課題について、研究者と同行して現地調査を行いました。

□北海道農業公社委託事業研究班会議

(一〇月一〇日、十一月一六日、十二月二日)

今年度受託した課題について、研究者が同席して研究班会議を開催しました。

□JAカレッジ委託事業研究班会議

(一〇月二日)

今年度、JAカレッジから受託した課題について、研究者が同席して打ち合わせを行いました。

□自主研究「六次産業化・農商工連携の展開と農畜産物・食料

市場のニューウェーブに関する調査研究」研究班会議

(一〇月二四日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。

□北海道豆類価格安定基金協会委託事業に係る現地調査

(一〇月二五日)

今年度受託した課題について、研究者と同行して現地調査を行いました。

□農研機構生研支援センター委託事業に係る現地調査

(一〇月二九日、十一月四日)

ホクレン・十勝農試とのコンソーシアムで契約している研究事業の、現地調査を行いました。

□北農五連委託事業研究会議

(一〇月三〇日・三十一日、十一月二七日・二六日・二七日)

今年度、北農五連から受託した課題について、研究者が同席して打ち合わせを行いました。

□自主研究「准組合員問題に関する調査研究」に係る現地調査

(十一月九日)

研究者と同行して、現地調査を行いました。

□北海道豆類価格安定基金協会委託事業に係る研究会議

(十一月二〇日)

今年度受託した課題について、研究者が同席して研究会議を開催しました。

□モニター会議の開催

(十一月三〇日)

農業者の生の声を聞かせて頂くことでタイムリーな地域の情報収集して、情勢の変化に的確に対応した調査研究を推進する為に、農業者モニター六名の出席により、モニター会議を開催しました。

会議の中で、北海道大学経済学部宮入隆教授に、「これからの北海道農協の取り組み課題―第二九回JA北海道大会を踏まえて―」という演題でご講演頂きました。

会議の内容は、今号の「研究所だより」に掲載しています。



11月30日 モニター会議

□農研機構生研支援センター委託事業に係る研究推進研究会議

(十二月五日)

ホクレン・十勝農試とのコンソーシアムで契約している研究

事業の、研究推進会議を行いました。

□自主研究「消費者交流事業の展開とその効果」研究班会議

(二月五日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。

□「第六回日本農村生活研究大会 in 北海道」への参加

(二月八日・九日)

大会は、農村生活の建設に奮闘した先人たちの足跡を振り返り、未来に向けた農村づくりについて研究すること、として開催されました。



12月5日 自主研究：消費者交流事業研究班会議

□ホクレン委託事業：中間検討会

(二月一〇日)

今年度、ホクレンから受託した課題について、中間検討会を行いました。

□北海道豆類価格安定基金協会委託事業に係る中間報告会

(二月三日)

今年度受託した課題について、研究者が同席して中間報告会を開催しました。

□JAカレッジ委託事業最終報告会

(二月八日)

今年度、JAカレッジから受託した課題について、研究者が同席して報告会を行いました。

□北農五連委託事業報告会

(二月二七日)

今年度、北農五連から受託した課題について、研究者が同席して報告会を行いました。

平成二八年度の出版助成事業対象書籍が、JA研究表彰奨励事業のJA研究賞に選定されましたので、改めて紹介します。

「北海道から農協改革を問う」

筑波書房：三、〇〇〇円＋税

編著者 小林国之准教授

(北海道大学)



観 察  
み る

## 新たな協同組合と協同組合法 ―第二九回JA北海道大会の議案書を閲覧して―

小樽商科大学

商学部企業法学科

教授 多木 誠一郎

### ■はじめに

二〇一八年一月二三日に開催された第二九回JA北海道大会の議案書（本稿では、たんに「議案書」と略称する。議案は原案通りに可決されているが、そのまま「議案書」という語を用いた。）には、二つの議案とともに継続討議事項が一つ掲げられている。議案の一つは、前回大会の延長線上に位置付けられる「農業所得の増大」・「多様な担い手の確保・育成」である。農協のいわば「農」にかかる事項である。他の一つは、

「次代につなげる協同組合の価値と実践」である。これは「協」にかかる事項である。その重点取組事項のなかで「新たな協同組合」の価値に根ざした事業運営のあり方を検討・実践するとある。新たな協同組合の方向性を示した上で、その詳細は継続討議事項とされている。これまでわが国の学界・実業界で広く受け容れられてきた「伝統的な協同組合」とは異なる新たな協同組合を設計していかうとしようであろう。野心的あるいは挑戦的な姿勢が伝わってくる。

新たな協同組合とは何か。継続検討事項ゆえ確定的なもので

はないであろうが、議案書に記されている例えば大略次のようなキーワードが手掛かりとなる。①小規模から大規模・法人経営までの組合員、②組合員の異質性（多様な価値観・欲求）を包含、③公正（多様性に対応した納得感のある平等・公平）の精神に基づく相互扶助、④地域社会の諸課題解決と生活インフラ機能の発揮、⑤他の協同組合・企業との連携、⑥社会貢献事業を展開、⑦経済的価値に加えて文化的価値・社会的価値の重視、⑧自己実現の要求である。

本稿では上記キーワードに関連して、異質な組合員間での公平な相互扶助（上記①～③に関連）及び地域社会への貢献（上記④～⑥に関連）という二つの事項に絞って考察する。まずこれらの事項が想起させる組合（農協四条。本稿でたんに「組合」というときはこの意味で、とりわけ「農業協同組合」を念頭に置いて用いる。）の抱える問題点を指摘する（一）。次いでこれらの問題点から導き出される問いに対して、協同組合法の観点から私見を述べてみよう（二）。

議案書に記された新たな協同組合と筆者が考えるそれとは、盛り込まれる要素は異なるかもしれない。しかし伝統的な協同組合と異なるという意味では同じく「新たな」である。本稿が、新たな協同組合の制度設計にかかる継続検討に際して裨益する

ところがあれば幸いである。

## 一．新たな協同組合が想起させる組合の問題点

新たな協同組合が掲げられているのは、裏を返せば伝統的な協同組合では対処が困難な問題点が生じているからであろう。本稿で取り上げる異質な組合員間での公平な相互扶助及び地域社会への貢献の背景にあると推測している問題点を指摘することから始めよう。いずれも北海道特有の問題点というよりも、大なり小なり全国的に見られる問題点である。

第一に、組合の販売事業における共同販売（共販）原則である。北海道はわが国の食糧生産基地である。食糧生産で大きな役割を果たす組合に対する全国的な注目度も高い。このような事情もあるのである。一般的に厳しさが目立つ、いわゆる農協改革に関するメディア報道でも道内組合に対して批判的な内容のものも少なくない。例えば阿寒農業協同組合による生乳販売手数料・経費の賦課（農協一七条一項）<sup>(1)</sup>にかかる問題が一時間の経済番組で三度も取り上げられたのは記憶に新しい。本稿は、番組でも取り上げられた、販売手数料の引下げと経費の賦課が独占禁止法に違反するの否かを問題にしているのではな

い。組合と組合員との間で意見の対立が生じたのはなぜであろうか。直接的には組合に出荷するよりもいわゆる商系に出荷した方が、取引ごとの単価が高く、当該組合員にとっては手取りが増えると考えたからであるのは、報道から看取しうる。その背後にあるのは、これまで協同組合の特質に合致していると捉えられてきた農協系統の一般的な事業方式である共販原則に対する組合と組合員との間の温度差ではなからうか。

同組合を離れてより一般化して述べよう。共販原則を形成する無条件委託・共同計算では、農産物には等級が付されるもの、高品質の農産物が割を食つこともありうる。あるいは集荷施設から離れていて集荷条件が不利な組合員も、反対に条件に恵まれた組合員もプール運賃では同じ額を負担することにもなりうる。誤解を恐れずにいうと、個々の組合員にとっては有利、不利はあるかもしれないが、皆が系統結集して、より不利な組合員も含めて皆で底上げを図っていきこうという考え方に基づいている。つまり仲間意識を背景にした皆で助け合うという意味での相互扶助の精神（協同の力）、これをもって協同組合の特質を体现した事業方式と考え、組合・組合員が概ね受け容れてきた。このような考え方は、協同組合の価値として国際協同組合同盟（ICA）も掲げている①平等・公正・連帯をはじめと

する基礎的価値及び②正直・他人への配慮をはじめとする倫理的価値と何となく一致している感がある。

これに対して商系では高品質かつ集荷条件に恵まれた農産物のみを集荷するので（チェリー・ピッキング）、組合より高い単価を一部の生産者に提示できる。このような農産物を生産する組合員、とりわけ大規模農業者は、単価の僅かな差によって収入が大きく左右されるので、商系に流れろことは想像に難くない。上記共販原則を厳格に維持するのであれば、大規模農業者の組合離れを食い止めることは容易ではない（問題点①）。

第二に、准組合員による組合事業利用の増加である。組合が拠って立つ事業基盤は本来的には正組合員である農業者である。しかし農業者人口の減少に伴い、組合は非農業者も対象にできる事業（とりわけ信用事業・共済事業）も積極的に展開してきた。員外利用（員外取引）には利用分量制限が法定され（農協一〇条一七項等）、同制限違反を指摘されたこともある<sup>②</sup>。それゆえ近時非農業者である利用者に——員外利用に比肩する分量制限がなされていない——准組合員として加入してもらおう方針が講じられてきた。このような流れの中で二〇〇九年には全国合計で准組合員数が正組合員数を上回った<sup>③</sup>。これに対して規制改革推進会議は、本来的事業利用者ではない准組合員に対する

事業利用分量制限を導入することを提言し、二〇一五年農業協同組合法改正にかかる附則に関連事項が明記された（附則五一条三項）。

農協系統は既に、同会議による提言がなされる前に地域社会への貢献を積極的に掲げていた。農業者のための協同組合であるという農業協同組合法の理念に照らすと、上記准組合員を巡る実際は——違法ではないもの——素直に考えると本来的ではない。そこで地域社会への貢献を掲げることによって、「農」とともに「地域」を結集軸にしようとする腐心してきた。つまり地域のための協同組合である。このような中で上記分量制限が導入されると、現状のままでは違法になる組合も出てくる。そうなる准組合員による組合事業利用を大幅に制限しなければならなくなるおそれもある。そのようにならないためにも農業者（正組合員）のみならず地域住民（准組合員・員外者）も含む地域社会への貢献をより高く掲げることになったのである（問題点②）。

## 二・協同組合法の観点からの評価

上記二つの問題点は、——問題点①のみならず問題点②につ

いても——協同組合である組合の目的である相互扶助にかかるものであるという点で共通している。相互扶助を組合と組合員という団体法上の関係として捉え直すと、組合員に対する組合による奉仕（助成）である（農協七条一項）。相互扶助の根底には協同組合の価値が横たわっているという。つまりこれら二つの問題点は最も基本的な協同組合の目的・価値にかかるものであり、組合の協同組合性を考えるうえで興味深い素材を提供してくれる。加えて実際界では上記二つの問題点は、喫緊の課題でもある。

まず問題点①から始めよう。今更ながらの感があるかもしれないが、相互扶助（奉仕・助成）とは具体的に何を意味するのか。問題点①に即してより具体的に述べると、「自分の生産した農産物は、既存の等級では位置付けることができないぐらい品質が秀でており、かつ大量に出荷できる。集荷施設からも近く運賃コストは極めて低い。このような事情を商系と同等に単価に反映すべきである。」と組合員が主張したとする。つまり「共同計算・プール運賃では割に合わない。本来の自分の取り分が他の組合員に渡ってしまふ。」という主張である。このような主張に応じて大規模農業者を優遇することは、相互扶助と相容れないのであるつか。更に掘り下げると、その根底にある

とされる協同組合の価値ゆえ許されないのだろうか（問①）。

上記共販原則によると、自分だけ儲けようとすることは相互扶助に反するという評価がなされるかもしれない。そこで小規模から大規模・法人経営までの組合員という異質な組合員の間でも、納得感のある平等・公平な相互扶助を追求する新たな協同組合が議案書に記されたとも推測しうる。私見では、そもそも相互扶助やその根底にあるとされてきた協同組合の価値が法的にどのような意味を持つのかについて、わが国では詳しく論じられたことはない。目を外に向けるとドイツでは、協同組合の泰斗であるBeutien教授が大略以下のように興味ある見解を述べている。

協同組合的連帯を過度に理想主義的に解してはならない。各組合員は自らの経済的メリットを主として自分一人のために求める。他の組合員が共に助成されることはむしろ、この共同経済活動による必然的な副次的結果である。組合員による扶助は——共同で組織されているにもかかわらず——中核において自己中心的であり、他利的ではない。というよりはむしろ各人は——たとえ他人と一緒にであっても——自らを扶助する、と。その上でこれを超えるあらゆるものは、特別な仲間意識の気持ちとして展開されるが、——個々の組合員の個人利益が単に共

同して束ねられている——協同組合という特別な経営方式にかかると《常在する本質的な構造上のメルクマール》ではないといふ。<sup>(5)</sup>

相互扶助やその根底にあるとされてきた協同組合の価値に対するBeutien教授の見解は、合理的な経済人としての組合員の一面を真正面から捉えている。その上でICAが掲げるような上記基礎的価値・倫理的価値は、協同組合の法的概念要素ではないと解している。とりわけ執筆当時のドイツ協同組合法について述べたものであるが、わが国の協同組合法についても同じように解せる。してみれば上記主張をする大規模農業者を優遇しても、法的には相互扶助に反するとは必ずしもいえないのではなからうか。これが問①に対する私見である。

問題点②に話を進めよう。准組合員に対する事業利用分量制限の導入についての私見は別稿で述べているので、<sup>(6)</sup>ここでは地域社会への貢献について組合の目的に照らして考えてみよう。<sup>(7)</sup>すなわち地域社会への貢献は組合の目的として法的に位置付けられるのである（問②）。いわゆるレイドロー報告（一九八〇年）で「協同組合地域社会の建設」が提唱され、その中でわが国の総合農協の果たしている地域社会への貢献が高く評価された。<sup>(8)</sup>その後ICA協同組合原則第七原則に「地域社会への関

与」として採用された。更に第六原則と併せて考えると、例えば他の協同組合・企業と連携して地域社会に貢献することは、第六・第七原則と合致する。しかし現行農業協同組合法の解釈として同貢献が組合の目的であることは導き出せない。言い換えると同貢献を組合の法的概念要素とは位置付けえない。法的にみると依然として、組合員奉仕のみが同要素である（農協七条一項）。組合員奉仕と地域社会への貢献との関係は、例えば株式会社における狭い意味での営利<sup>9)</sup>と地域社会への貢献（より広域で活動する会社では社会貢献）との関係とパラレルに捉えることもさしあたり許されよう。

もっとも、立法論としてこのような地域社会への貢献を目的とする、あるいは組合員奉仕と同等の目的とすべきという主張はありうる。目を外に向けると、このような主張に沿った新たな協同組合である社会的協同組合やマルチ・ステークホルダー型協同組合も近時登場しているのは周知の通りである。しかし協同組合一般に、地域社会への貢献を目的とすることを法的に義務付けることには筆者は慎重である。以上が、問②に対する私見である。

問①②に対する私見に対して、——とりわけ実務者の中には——あるいは違和感を覚えた者もいるやもしれない。本稿が念

頭に置いている協同組合は、法形態としての協同組合（形式的意義の協同組合）であり、経営形態としての協同組合（実質的意義の協同組合）ではない。協同組合という法形態（それゆえその一つである組合という法形態）とICAが掲げる上記基礎的価値・倫理的価値や地域社会への貢献を、不可分に結びつける必要はない。極論すると、組合員奉仕のみを追求し、上記諸価値や地域社会への貢献を標榜さえしなくとも、組合という法形態を採用できる。あるいはこれらを標榜はするものの、実際には追求していなくとも法的には組合である<sup>10)</sup>。

もちろん組合が上記諸価値や地域社会への貢献を追求しても支障はない。株式会社が倫理的経営や社会貢献を謳うのと同じである。あるいは世の中の趨勢や協同組合史に照らすと、経営形態としての協同組合であればこれらの追求が推奨されるとさえいってもよい。しかし現行農業協同組合法においてこれらの追求を組合の法的概念要素と位置付け、法形態としての組合のメルクマールと位置付けることには賛同できない。立法論としてもこのような位置付けをすることには慎重である。

## ■結びに代えて

筆者は、組合にかかる法規整に「息苦しさ」を常に覚えてい  
る。制度設計の自由度が、——農協改革を強力に推進する規制  
改革推進会議が主として比較の視座に置く——株式会社にかか  
る法規整である会社法におけるのと比べて極めて低い。言い替  
えると定款自治に委ねられている範囲が狭く、各組合は自らの  
実情を考慮した制度設計をすることが困難だからである。

本稿では新たな協同組合を考察の対象にしたが、さりとてこ  
れが伝統的な協同組合に完全に取って代わるわけでもなからう。  
より正確にいうと両者は二者択一ではない。例えば後者を基本  
にしながら、前者に親和性のある制度設計を部分的に採用する  
ことも考えられる。種々の制度設計を可能にするためには、定  
款自治の拡大が不可欠である。<sup>(1)</sup>

株式会社については、二〇〇五年会社法制定によって定款自  
治が大幅に拡大された。それゆえ議案書で示された新たな協同  
組合の制度設計も可能にするような定款自治の拡大を図る法改  
正は、イコール・フットイング<sup>(2)</sup>という同会議の錦の御旗のもと  
でも相応しい方向といえそうである。イコール・フットイング  
そのものに対する見解はさておき、この方向を巡っては同会議

と農協系統では本来対立は生じないはずである。JAグループ  
北海道が北の大地から声をあげて、それが全国的な大きな声へ  
とつながり、定款自治を拡大する方向の法改正が進んでいくこ  
とを大いに期待したい。

\*本稿の一部は、JSPS 科研費15503188の助成を受けたもので  
ある。

### 【註】

- (1) 公正取引委員会「阿寒農業協同組合に対する注意について（二〇一七年一〇月六日付け）」。
- (2) このような指摘を受けて是正がなされた結果、制限違反は解消した（農林水産省「プレスリリース」平成二〇事業年度における農業協同組合の信用事業に係る員外利用の状況について（二〇〇九年八月二八日付け））。

- (3) 最新の調査では准組合員比率（組合員総数に対する准組合員数の割合）は、全国平均五八・二％である。道内平均は全国平均より極めて高く八一・六％である（農林水産省経営局協同組織課編『平成二八事業年度総合農協統計表（電子版）』（二〇一八年六月一五日公表）[http://www.maff.go.jp/keiei/sosiki/kyosoka/k\\_tokei/](http://www.maff.go.jp/keiei/sosiki/kyosoka/k_tokei/)、二〇一八年二月二日閲覧）より算出）。

- (4) 教科書の説明については、拙著『農業協同組合法』（全国農業協同組合中央会、二〇一三年）六頁。
- (5) Volker Beuthien, Ist die Genossenschaft eine sozial-ethische Veranstaltung? : in : Beuthien, Die eingetragene Genossenschaft im Strukturwandel, Marburger Schriften zum Genossenschaftswesen Band.98, 2003, S.7-9.
- (6) 拙稿「平成一七年農業協同組合法改正と『先』共済理論研究平成二七・二八年度四九頁（二〇一七年）。
- (7) 拙稿「協同組合間連携の新段階における協同組合法」『VVO協同組合』同二六号四七頁（二〇一八年）に加筆・修正。
- (8) 日本協同組合学会訳編『西暦二〇〇〇年における協同組合』（日本評論社、一九八九年）一七四—一七七頁。
- (9) 営利の意味については、山下真弘編著『会社法の道案内』（法律文化社、二〇一五年）一六頁〔拙著〕。
- (10) Vgl. Volker Beuthien, Wieviel Wandel verträgt die Genossenschaft? : in : Beuthien, a.a.O.(Fn.5), S.28.
- (11) 現行農業協同組合法ではほぼ全面的に強行規定により規制されている、例えば議決権配分、剰余金分配、組合員たる地位の得喪、機関の構成・権限分配について、定款自治をより拡大すべきであろう。考慮に値する具体的な制度設計についての考察は、別稿を予定しよう。
- (12) その正確にどうも形式的イコール・フットディングでもしようべき

である。形式的イコール・フットディングを貫徹した場合における組合の姿について、拙稿・前掲注⑥五六頁。



## 所長の直言

# ついに「日米物品貿易協定」(TAG)交渉へ

—TPP11・日EU-EPAに続き、更なる「市場開放」か—

一般社団法人 北海道地域農業研究所

所長 飯澤 理一郎

わが国はいよいよ「メガEPA・FTA」の時代を迎えたと言っても良い。去る十二月三〇日にはTPP11が発足し、二月早々には日EU-EPAも発足の見込みとなっている。わが国の大型EPAの一つとされ、反対の世論や運動が展開される中で締結された日豪EPAもその陰がくらみそうである。TPP11にはそのオーストラリアを始め、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、チリなどの名だたる「新大陸」農畜産物・加工品輸出大国がひしめき合い、また他方のEUはチーズ、ワイン、鶏肉、パスタ、チョコ

レート菓子などで抜群の知名度、競争力を持っている。強敵」と言うよりも敵にしたいくない相手」と言うても良い。

### TPPのTPP11への衣替 えと日EU-EPAの合意

ところで、TPP11や日EU-EPAは何故に、堰を切ったかのように矢継ぎ早に結ばれたのであろうか。この間の経緯をご存じの読者諸賢にはあえて言う必要もあるまい。トランプ大統領の登場である。

今から二年ちよつと前、アメリカでは大統領選挙が闘われていた。夏頃までは「泡沫」にも近く、劣勢を伝えられていたトランプ候補が中西部のラストベルト、旧鉄鋼・自動車・石炭地帯を制し、断然有力視されていたオバマ後継クリントン候補に大差を付けて勝利したのである。年のせいで小さい活字を読むのが苦手になったせいだろうか、投票前に「次はトランプ」と明言していたのは副島隆彦氏ぐらいなものであったような気がしてならない(副島隆彦著『トランプ大統領とアメリカの真実』、日本文芸社、二〇一

六年七月、を参照。我が国の報道機関もこぞつて、ほぼクリントン候補の「有利」を報じ、あまつさえ「当確」をも報じる勢いであった。トランプ候補の当選は、極言すれば予想だになかった「青天の霹靂」。「一大事」だったのかも知れない。

「びっくり仰天」のせいか、巷には「今後の日米関係はどうなるのか」とか、「ポピュリズム云々」とかの話題が充満した。相前後して、『ポピュリズムとは何か』（水島治郎著、中公新書、二〇一六年）、『欧州ポピュリズム』（庄司克広著、ちくま新書、二〇一八年）、『民主制とポピュリズム』（佐々木毅編著、筑摩書房、二〇一八年）など、ポピュリズムを冠した著書が次々に書棚を賑わせた。思えばトランプ候補は当初からTPPに疑義を唱え、反対を表明していた。まさか当選はあるまいと思っていた候補が当選を果たし、アメリカのTPP離脱が

すこぶる現実味を帯びてきたから、「度肝」を抜かれたと言っつか、大いに当惑し、慌てふためいたのも無理はない。欧米諸国を差し置いて、わが首相は当選早々の、次の大統領予定者であったとしても正式にはまだ「大統領」にはなっていない、トランプ氏をトランプタワーに訪ね、初顔合わせ・会談を行ったのはその何よりもの証左と言っても良いかも知れない。しかし、幾ら説得に努めてもTPP離脱のトランプ氏の意思は覆らず、ついに翌年一月の大統領就任日翌日、TPP「永久離脱宣言」への署名となったのである。これで「TPPは潰えた」と誰もが思ったに違いない。我が政府もしばらくそう思い、一方ではアメリカの復帰をあらゆる機会を捉え執拗に訴えつつ、他方ではTPPに代わる大型EPA⇨日EU EPAの妥結へ向け大きく舵を切り、精力を傾けて行くことになるのである。また、離脱宣言から暫くしてアメリカ抜き

のTPP11とは言えアメリカの復帰を強く訴える「仮の姿」「臨時」のTPPと言っても良い一構想が急浮上したのである。こう解釈すると、TPP11では約束内容をほとんど変えずに、また、日EU EPAでは合意出来なかった「投資」等の条項を別協定で扱うとして除外し、脱粉・バター関税割当数量や牛肉・豚肉のセーフガード発動基本の見通しなしにとにかくも大筋合意を急いだのも、故なきことではないと言えよう。われわれはそこに「アメリカ再登場待望論」が色濃く充満しているのを感じざるを得ないのである。

### 何が違う物品貿易協定

(TAG)とFTA

執拗に追い求めてきたアメリカは思いもよらぬところでひょっこりと顔を出した。去る四月と九月の日米首脳会談で

ある。四月の会談では、一昨年来の麻生副総理とペンス副大統領との「日米経済対話」に加え、主に通商問題を取り扱う「新たな貿易協議」(茂木経済再生担当相・ライトハイザー・USTR代表)の開始が、また、九月の会談では「日米物品貿易協定」の協議開始が言言された。前者は自由 (Free)、公正 (Fair)、相互 (Reciprocal) の頭文字を取って FFR と称し、後者は Trade Agreement on Goods の頭文字を取って TAG と称するらしい。FFR は確かにアメリカにとってはそうなるかも知れないが、日本にとっても自由・公正・相互的なものか。過年度の「日米交渉」の諸結果、一九七〇年代の自動車輸出摩擦と自主規制、八〇年代の「牛肉・オレンジ交渉」、九〇年代の大店法の改訂・廃止、そして最近のかんぽ生命の「ガン保険」からの撤退と間髪を入れない郵政グループによるアフラックのガン保険の取扱開始、を巡

る顛末を見ても、いつも勝ち目があるところか、自由で公正で相互的であったとは思えそうにもない。

また、後者の共同声明から Trade Agreement on Goods のみだけ抜き出して「TAG」と称して良いものか否か、大いに疑問の残るところである。参考までにその原文(英文)と米国外務省訳、日本外務省訳を以下に示しておくので、各々吟味して頂きたい。  
 (http://www.jacom.or.jp/nousei/tokusyu/2018/10/181011-36377.php#Q)。

原文  
 Japan and the United States will enter into negotiation, following the completion of necessary domestic procedures, for a Japan-United States Trade Agreement on goods, as well as on other key areas including services, that can

produce early achievements.

**米国外務省訳**

3. 米国と日本は、必要な国内手続が完了した後、早期に成果が生じる可能性のある物品、またサービスを含むその他重要分野における日米貿易協定の交渉を開始する。

**日本外務省訳**

3. 日米両国は、所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定 (TAG) について、また、他の重要な分野 (サービスを含む) で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。

両訳はどことなく同じようにも見えるが、大きく異なっているような気がしてならない。交渉を開始するのは日本政府が言いたい「物品」に限ったことなのであるのか。また、後段の「他の重要な分野 (サービスを含む)」は、「遠い未来」交渉をする一般的な可能性があると言っていることを単に述べただけのことな

のである。そうでもとらない限り  
—米国大使館訳のように、物品とサービ  
スを含む他の重要な分野の交渉を同時並  
行的に交渉するとなると—、部分的であ  
れ包括的であれ、まさにFTAに該当す  
るのではないだろうか。それでは「物品  
に限る協定」で「包括的なFTAとは全  
く異なる」としてきた政府公式見解と大  
いに矛盾してしまふ。まさか、「TA  
G」と「FTA」とでは「TA」は同じ  
で「G」と「F」が違っただけで、FとG  
とではアルファベット順でGの方が後に  
あるから、より「強固」な「内実のあ  
る」貿易協定を目指すことが表明されて  
いるのである、などと悪ふざけするわけ  
ではあるまい。

### 気になる最近のアメリカの動 きとWTO「最恵国待遇」原則

仮に「物品に限る協定」であったに

ても、「貿易赤字削減に向けた日本の動  
きは始まったばかりだ」とするトランプ  
大統領の発言や「関税の引き下げ幅はT  
PPや日EU EPA以上」とするハー  
ドュー米国農務長官の発言、「日本と歴  
史的な自由貿易の取引に冠する交渉を間  
もなく始める」とするペンス副大統領の  
発言、更に「自動車、農業、サービス分  
野を中心に市場開放が不十分」とした政  
府の議会提出文書は大いに気になるとこ  
ろである。また、食肉団体など米国の農  
業団体の動きも注視しなければならない。  
更に、一部農林水産品で環太平洋連携協  
定(TPP)を超える譲歩の可能性も  
「否定できない」とした茂木経済再生担  
当相の発言も、更なる門戸開放の可能性  
を臭わせたものとして見落とせない。

加盟国に対して「関税率など貿易条件を  
同じにする」と言う「最恵国待遇」原則  
があることである。ただし、更なる自由  
化推進を掲げたFTAは、その権化とも  
言えるEUを有力交渉「国」としていた  
ことも手伝ってその例外とされ、加盟国  
間に限った関税率の引き下げなどが認め  
られたのである。日米物品貿易協定がF  
TAでないとするば「最恵国待遇」原則  
の適用となり、アメリカ以外にも、即ち  
韓国にもインドにも、あるいはブラジル  
などにも同じ条件を提供しなければならない  
のである。それともWTOの原則を  
無視するのであるか。大いに疑問の湧  
くところである。

こうした疑念・不安を残しつつ、トラ  
ンプ政権は既に議会に「日本との交渉開  
始」を通告したことから、いよいよ交渉  
が一月中旬にも開始されそうである。果  
たしていかなる交渉になり結末になるか、  
大いに注視していかなければならない。

## 力強い北海道農業の構築に向けて 第八回

卸売市場法の改正と  
市場流通・生産者への影響

東京聖栄大学 健康栄養学部食品学科

客員教授 藤島 廣二

二〇一八年六月一五日、卸売市場法改正案が国会を通過した。この新しい卸売市場法（以下、「改正卸売市場法」と呼ぶ）は二〇二〇年六月二日から施行される予定であるが、規制内容が大きく変わり、いわゆる「民間の活用」と「自由化」に重点が置かれることになった。ちなみに、卸売市場法の前身である中央卸売市場法（一九三三年制定）では、国民

国連が世界各国に家族農業経営への支援を呼びかける中、わが国では家族農業経営を一層の市場原理のもとに置く農政改革が進められています。

停滞・低迷する日本農業の中で異彩を放つ北海道農業・農村の将来展望とその実現に必要な取り組み、農政のあり方、研究者・研究機関の果たすべき役割などに関して、第一回から第四回までは道内、第五回からは道外の学識経験者の方々から提言をもちいます。

第八回は、東京聖栄大学の藤島廣二客員教授です。

への廉価な生鮮食品の供給を目的に「委託・セリ取引原則」「委託手数料率の上限設定」「受託拒否の禁止」「開設者は地方公共団体に限定」等の規制が設けられ、一九七一年（昭和四六年）に卸売市場法に代わった当座も、公共性・公益性の観点からそつした規制は継続されていた。それが大きく崩れる可能性が高まったのである。



## 藤 島 廣 二 (ふじしま ひろじ) 氏

1949年 埼玉県生まれ  
 1980年 北海道大学大学院農学研究科博士課程単位取得  
 1980～1996 農林水産省研究機関 研究員・主任研究員・研究室長  
 1996～2014年 東京農業大学 教授  
 2014年 東京聖栄大学 健康栄養学部 客員教授（常勤）  
 東京農業大学 名誉教授

### 【主な学外活動】

2001年～ 船橋市卸売市場運営協議会会長  
 2004年～ 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会会長代行  
 (株)食品・農水産物流通研究所研究顧問  
 2017年～ 農林水産省「平成34年度指定野菜の需要及び供給の見通しの策定に向けた検討会」座長

### 【受賞】

1987年 日本農業経済学会賞受賞（対象著書『青果物卸売市場流通の新展開』）  
 2003年 韓国フードマーケティング学会感謝状受賞  
 2007年 WUWM（世界卸売市場協会）第25回大会招待講演感謝状受賞  
 2011年 船橋市産業観光功労賞受賞

### 【主要著書】

- ・『市場流通2025年ビジョン』筑波書房 2011年8月（単著）
- ・『新版 食料・農産物流通論』筑波書房 2012年9月（共著）
- ・『アグリビジネスと日本農業』放送大学教育振興会 2014年3月（共著）

そこで本稿では、まず初めにこれまでの二度の改正と今回の改正の主な内容を明らかにし、次いでその改正が市場流通や生産者にどのような影響を及ぼす可能性があるかを検討することにした。

## 一 卸売市場法の一九九九年改正と

### 二〇〇四年改正

中央卸売市場法から卸売市場法に代わって四七年ほどになるが、この間に他の法律の改正に伴う「ついで」の改正も含めると、少なくとも一〇回以上の改正が行われているものの、本質的な改正となると、今回を除くならば一九九九年と二〇〇四年の二回である。

一九九九年の改正では、市場取引委員会の設置や卸売業者による卸売予定数量等の公表等が初めて法文に載り、さらに開設者の地位の承継も初めて登場した。ただし、ここでの地位の承継は、市段階の開設者から都道府県段階への転換、あるいは一部事務組合または広域連合への転換であった。すなわち、いずれにしても地方自治体の範疇の中

での転換にとどまっていた。

したがって、同年の改正で最も注目されるのは、「セリ取引原則」の撤廃である。これは卸売業者の販売方法をセリまたは入札に限るとしていた従来の規定を改め、相対取引も可とするものであった。この改正はスーパーマーケット・チェーンが急速に台頭し、それにつれて取引現場において相対取引比率が急上昇したことへの対応であった。しかし、その結果、廉価販売のために卸売業者の「自己の計算による利益の獲得」を禁じていた主要方策であった「委託・セリ取引原則」のうちの「セリ取引原則」がなくなった。

こうした一九九九年の改正に対し、二〇〇四年の改正はさらに大幅で、より踏み込んだものとなった。主な改正点だけに絞っても、少なくとも①商物一致規制の緩和、②買付集荷の自由化、③第三者販売・直荷引きの弾力化、④中央卸売市場の地方卸売市場への転換、⑤委託手数料の弾力化、の五点が挙げられる。これらのうち、卸売市場の公共性・公益性との関わりで最も注目すべきは、②買付集荷の自由化と、⑤委託手数料の弾力化である。

買付集荷の自由化とは、言うまでもなく「委託取引原則」

の撤廃を意味する。また、委託手数料の弾力化は、「委託手数料率の上限設定」を止めることにほかならない。確かに、産地による出荷先卸売市場の絞り込みが進んだこと等によって、多くの卸売市場にとって品揃えを確保する上で買付集荷の必要度が年々高まっていたので、このような改正も時代の変化に対応したものはある。しかし、買付集荷の自由化と委託手数料の弾力化は、それまで重視されていた卸売市場の公共性・公益性に反するものと考えざるを得ない。

かくして、一九九九年と二〇〇四年の卸売市場法の改正によって、卸売市場を取り巻く環境の変化への対応が進んだ一方、卸売市場の高公共性・公益性に対するマイナスの影響が強まる可能性も高まった。

## 二・二〇一八年改正の主な内容

卸売市場法の今回の二〇一八年改正は、上記の二度の改正に次ぐ第三回目の本格的な改正である。ただし、今回の改正の端緒は前二回とは大きく異なるものであった。前二回の改正は現場での取引方法等の変化に対応しようとして始まった

と言えるのに対し、今回の場合は政府の諮問機関である規制改革推進会議等の提言が発端であった。二〇一六年一〇月六日に突如、同会議と未来投資会議は合同で、卸売市場は食料不足時代の公平分配機能にすぎず、時代遅れである」と、何ら根拠のない主張をして、食品流通構造の抜本的改革を訴えたのである。

しかも、そうした主張を真に受けて、二〇一七年に成立の農業競争力強化支援法第一三条で「国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農業者又は農業団体による農産物の消費者への直接の販売を促進するための措置を講ずるものとす」と記された。すなわち、卸売市場のような中間を抜けば流通構造改革になるとの考えであった。まさしく、一九一八年（大正七年）の米騒動の際、国が公設小売市場の普及を奨励したのと全く同じ構図である（その後、公設小売市場政策は失敗し、米騒動の勃発から五年ほど遅れて中央卸売市場法が制定された）。

このような状況のゆえに、二〇一七年八月頃までは卸売市場法の廃止が優勢であった。しかし、廃止に対して卸売市場業界関係者からはもちろんのこと、生産者団体や県議会等が

らも反対の声が強まり、さらに野党議員だけでなく、与党議員も自由民主党卸売市場議員連盟を結成して反対した。これらの結果、政府は同年一二月八日に農林水産業・地域の活力創造プランの中で卸売市場法を大幅に改定した上で存続することを容認した。

かくして、卸売市場法は存続することになったものの、今回の改正の内容はまさに根源的なものと言える。そのことを示す改正内容として、主に以下の三点が挙げられる。

第一の点は、これまでのように国（農林水産大臣）または都道府県（知事）が開設者を認可・許可するものから、卸売市場を中央卸売市場または地方卸売市場として認定するものへと変わることである。しかも、国は中央卸売市場の卸売業者を許可することも止める。したがって、改正法の施行後は中央卸売市場の場合、何らかの問題が起きた時に中央卸売市場としての認定が取り消されることはあっても、開設者や卸売業者が国から業務停止といったような処分を受けることはない。

第二は、改正法の施行後には地方自治体が中央卸売市場の開設者となり得る根拠であった開設区域が廃止され、地方自

治体以外の者も開設者になれることである。既にこれまでの二度の改正によって「委託・セリ取引の原則」とともに「委託手数料率の上限設定」が撤廃されているが、これにさらに開設者が地方自治体でなくなることが加わるならば、市場使用料の値上げ等のかたちで流通コストが増える可能性が高まると予想される。

そして第三は、取引ルールの決定や取引参加者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者等）への対応等において、国に代わって開設者が主導的役割を果たすようになることである。受託拒否の禁止等の全国の卸売市場に共通なルールは国が決めるとしても、第三者販売等の共通ルール以外の取引ルールは、開設者が取引参加者の意見を聞いて決めることになる。その上、開設者は卸売業者や仲卸業者の許可権限を有し、「取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制」も有する（改正法第四条）。それゆえ、開設者の権限は大幅に強化されることになる。

### 三．市場流通・生産者への影響（一）

上記のような今回の改正は当然、一九九九年・二〇〇四年の改正と融合するかたちで効力を発揮する。それゆえ、法改正の影響を判断するためには、これまでの三回の改正を一緒にまとめて検討することが必要である。そこで、卸売市場の公共性・公益性の視点に立って、全三回の改正の要点を整理すると、①「委託・セリ取引の原則」の廃止（買付集荷、相対販売の容認）、②「委託手数料率の上限設定」の廃止（委託手数料率の決定を卸売業者に委任）、③「中央卸売市場開設者を地方自治体に限定すること」の廃止（民間企業が開設者になることを容認）、④開設者の権限の強化（売買取引方法等の開設者による決定等）、⑤許認可制から認定制への転換（開設者と卸売業者を国の処分対象から除外）の五点にまとめられる。

では、これらの点が今後、市場流通や生産者にとどのような影響を及ぼす可能性があるのであろうか。いくつかの影響が考えられるが、本稿では最も重視すべき影響を一点に絞って指摘することにした。

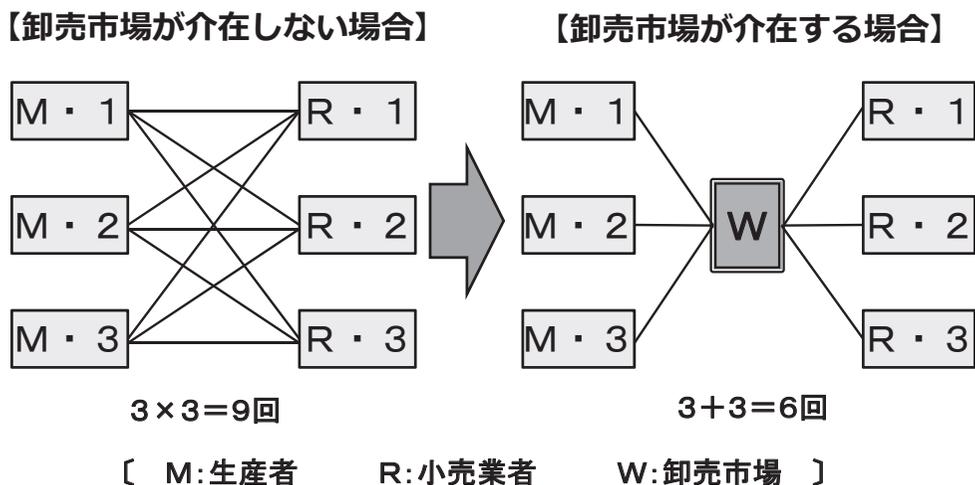


図1 取引総数極小化の原理

第一の点は、流通コストの上昇（市場使用料の値上げ）可能性が高まることによる影響である。

実は現在の卸売市場は次の二つの方法で流通コストの縮減に寄与している。

一つは、取引・輸送回数を少なくすることで流通コストの縮減を図る方法である。例えば図1に示したように、生産者三名、小売業者三名とし、生産者は生産効率を上げるためにそれぞれが異なる特定の品目に特化し、小売業者は集客力を高めるために各生産者の品物を揃えると仮定すると、卸売市場がなければ取引総数は $3 \times 3 = 9$ 回となる。これに対し、卸売市場が介在すると $3 + 3 = 6$ 回と、三回ほど少なくなる。少なくなれば交渉回数や書類の送付等も少なくなるので、コストの縮減につながる。しかも、生産者が各小売業者に輸送する場合と、卸売市場へ一度に一括して輸送し、さらに卸売市場で荷揃えをした上でまとめて各小売業者に輸送する場合とでは、後者の卸売市場を経由する場合の方が輸送回数が少なく、輸送単位が大きくなる。そのため単位重量（1kg）あたり輸送費は安くなるのである。

もつひとつは、卸売業者が取得する委託手数料率の制限と

地方自治体が開設者となることで流通コストを縮減する方法である。先述のように二〇〇四年の改正で「手数料率の弾力化」が認められたが、それまでは卸売業者の利益を抑えるために、例えば野菜の場合、委託手数料率は八・五%以下と定められていた（「弾力化」後も手数料率に変化はない）。この比率は卸売業者の営業利益率の低さ等を見るならば、かなり低いと言わざるを得ない。そして、この低比率を表現するために、地方自治体が開設者となって市場施設を整備し、それを安い賃料で卸売業者等に貸し出すことにしたのである。

改正卸売市場法の施行後、これらの流通コスト縮減策のうち「開設者＝地方自治体」が撤廃されることから、低委託手数料率の維持が困難になる可能性が高まることになる。もしも、現在の比率が維持できないとなると、生産者にとって出荷コストが上昇することは言うまでもない。また、このことは流通コスト全体の増高となるため、価格上昇圧力が増すことにもなる。となると、国産品消費の一層の減少を引きおこし、輸入品の増加に拍車を掛ける恐れも強まろう。

#### 四．市場流通・生産者への影響（Ⅱ）

第二の影響は、開設者の権限が強化されたことによつて、民間企業が開設者になった場合、当該企業または当該企業グループの寡占化が進む可能性が高まることである。

現在の日本では欧米諸国に比べ小売業界の寡占度は極めて低く、活発な競争が行われている。農林水産省の資料によれば、上位五スーパーマーケット・チェーンのシェアは欧米の場合、国単位で七〇%前後になるのが珍しくないのに対し、日本ではわずか三〇%にすぎない。確かに専門小売店の数は減少傾向にあるとは言え、ローカルスーパーが活発に活動しているからであろう。

何故それほどローカルスーパーが活躍できるのであろうか。その大きな要因の一つは卸売市場の存在である。日本の卸売市場は欧米等の卸売市場とはシステムが違つたため、スーパーマーケットの仕入れにも対応できる。しかも、小売業者等の業務用仕入業者であれば、誰もが卸売市場で仕入れできるので。それゆえ、多様なスーパーマーケットが存在可能になるのである。ちなみに、このことは消費者にとって大きな利益である。

る。小売業者間の競争によって、必要な物をリーズナブルな価格で入手できるし、店舗を選ぶこともできるからである。

しかし、地方自治体に代わって民間企業が中央卸売市場の開設者となり、しかも強い権限を有することになると、果たしてこれまでのようにすべての小売業者等が自由に仕入れできるであろうか。確かに「差別的取扱の禁止」があることから、卸売業者等が特定の小売業者等への販売を完全に拒否することはできないであろう。しかし、開設者が卸売業者等の許可権限を有していることを考慮するならば、開設者となった民間企業やそのグループに対し、卸売業者等が忖度しないと誰が言えるであろうか。現在の中央卸売市場でさえ特定のスーパーマーケット・チェーンを優遇しているのではないかと思われる事例は決して少なくないのである。

そのようなことになれば、卸売市場は集客力の高い生鮮品流通の中心であるだけに、そこを押さえた民間企業とそのグループにとって、寡占化の推進は極めて容易になるであろう。そして、もしも実際に寡占化が進むことになると、当該企業は利益を増やすために、できるだけ安く仕入れて、できるだけ高く売ろうとするとみて間違いない。となると、当然、生

産者、消費者はともに大きな不利益を被ることになる。が、それだけではない。卸売市場の「価値評価→価格形成」機能も十分に働かなくなる恐れがある。また、経済の状況次第では買い占めや売り惜しみも行われるかも知れない。いずれにしても、こうしたことが現実となれば、生産者や消費者にとって大問題と言わざるを得ないであろう。



# 北海道米麦改良協会の 新たな取り組みについて

一般社団法人北海道米麦改良協会

業務部次長 岩下徳之

## はじめに

当協会は昭和三六年四月、社団法人北海道産米改良協会連合会として設立され、その後麦作改善事業の導入に伴い、昭和五四年六月、社団法人北海道米麦改良協会に改組した。その後、平成八年四月からは、J A北海道中央会より委託を受け「北海道米分析事業」を、平成一三年には農産物検査法の一部改正に伴い、国が実施していた農産物の検査実施業務が民営化されたことにより、同年七月に登録検査機関として農林水産大臣の認可を受けて「農産物検査業務」を実施している。また、平成二五年四

月、公益法人の移行に関する法律により、一般社団法人北海道米麦改良協会に改称し、現在に至っている。

構成は、ホクレン支所等と連携している各地区米麦改良協会を中心に二三の会員であり、北海道における「農家経済の発展と食糧の安定生産の確保に寄与すること」を目的に、「良質米麦生産技術向上対策」「北海道米の食味成分分析」および「農産物検査」などの事業を行っている。

現在本道の稲作においても、担い手の高齢化や労働力不足、一戸当たりの経営規模の拡大などへの対応が喫緊の課題となっている。このため、ホクレンは平成二八年度から省力技術の導入や普及に向けて、「水稻の低コスト・省力化に係る実証試験」を行い、地域の特性に応じた栽培技術の普及促進に向けて検討してきたが、平成三〇年二月からは当協会がこ

の業務を受託して取り組んでいる。

今回は、平成二八年度から二九年度にかけて実施した実証試験のうち、育苗作業の軽減が期待できる「疎植」や「密苗」の栽培技術、ならびに、圃場の水管理作業軽減に向けた「水田センサー」や「自動給水装置」等のICT活用に係る実証試験の結果・内容について、紹介することとしたい。

### 一・栽培技術関連

#### (一) 疎植栽培

「疎植栽培」は、苗の株間を慣行栽培よりも広げて植え付けするもので、株間を広げることで、育苗に必要な資材費の削減や作業時間の短縮が期待できる技術である。

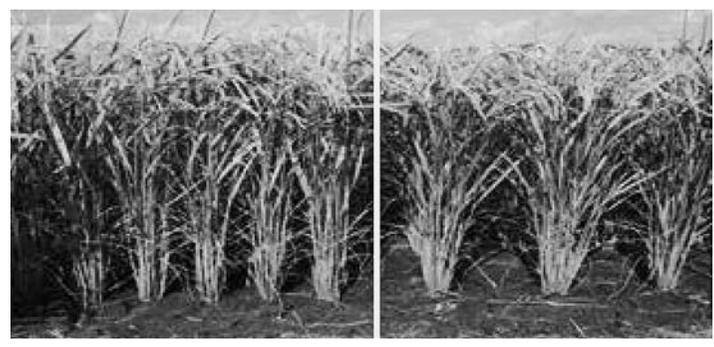
実証試験は、農業改良普及センターや

J Aの協力のもと、全道で、平成二八年度は七カ所、二九年度は二カ所、三〇年度は二三カ所で行い、今後の普及可能性について検討を行った。

#### 〈二八・二九年度実証試験結果〉

##### ■生育

・初期茎数・穂数は少なくなる傾向であった(図1)。



慣行 ← → 疎植  
疎植栽培

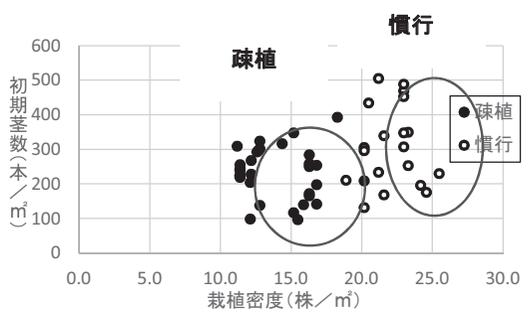


図1 栽植密度と初期茎数 (6月末) の関係

・ 出穂期・成熟期はやや遅れる傾向であった(図2)。

■収量・タンパク

・ 地区や栽植密度により違いはあるものの、慣行対比九〇〜九九%の収量となり、慣行栽培並みか若干下回る収量となった。

・ タンパク値は、慣行栽培と比較し、やや高まる傾向であった(図3)。

① 必要な苗箱数が減少することにより、育苗資材費の低減・苗床の縮小・苗運

① 「そらゆき」等の偏穂数型品種（一穂あたりの粒数が多い）を用いることにより、株間を慣行より広げても安定し

下の点が挙げられる。  
疎植栽培に期待する効果としては、以

面積の拡大も可能となる。

■導入効果―苗箱必要枚数の削減が一番のメリット―

搬作業の軽減等の効果が見込まれる。逆に、これまでの育苗枚数で、水張

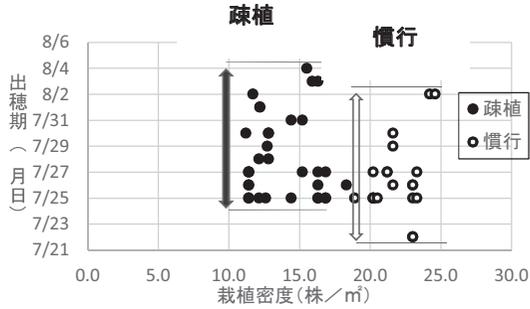


図2 栽植密度と出穂期の関係

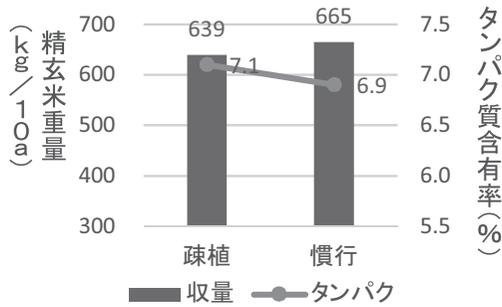


図3 疎植栽培と慣行栽培の収量・タンパクの比較

表1 慣行栽培（14cm）と比較した疎植栽培での苗箱数削減率

株間	mあたり栽植密度(株)	10aあたり苗箱数(枚)	ポット設置面積(坪)	14cm対比苗箱枚数(%)
14cm	21.6	48.3	2.6	100
17cm	17.8	39.8	2.2	82
20cm	15.2	33.8	1.8	70
30cm	10.1	22.5	1.2	47

※上川農業改良普及センター調べ  
※育苗ポット箱あたり448株で計算

た収量確保が見込まれる。

■「疎植栽培」の課題（留意点）―収量安定・低タンパク米生産には、技術対策が必要。また、品種・気象・土壌条件に適した株間の選定が重要―

① 初期生育にはらつきがあり、出穂期・成熟期が遅れる傾向にある。また、株間を広げすぎると遅れ穂が多くなり、登熟歩合が低下し収量が不安定になる場合がある。

② 成熟期が遅れないよう適切な初期生育促進技術として、「早期移植」や「側条施肥」等の対応を検討することが必要である。

③ 品種・気象・土壌条件に適した株間の調査が必要である。

④ 玄米中のタンパク含有率が若干上昇する場合がある。

⑤ 移植機に設定されている株間以上の疎植を行う場合、現行のままでは対応が

可能な機種もあるが、移植機の種類や型式によってはギア交換等の仕様の変更が必要な場合がある。

## (二) 密苗栽培

「密苗栽培」は、慣行の育苗箱あたり乾籾 $100\text{g}$ ～ $120\text{g}$ 播種していたところを二～三倍の乾籾 $300\text{g}$ 程度を播種し、発芽後一四日間という短い期間で育苗した苗四～五本を精密に掻き取り、移植する栽培法。掻き取る苗面積が小さくなるため、正確に植えつける技術を伴う(ヤンマー特許)。これにより、育苗箱数・資材費・苗運搬・苗継ぎの労力が慣行栽培の三分の一程度になることが期待される技術である。

実証試験は、平成二九年度は五カ所、三〇年度は一一カ所で行っている。



密植栽培播種量(上:慣行、下:密苗)

## 〆二九年度実証試験結果

### ■生育

- ・幼穂形成期・出穂期・成熟期ともに慣行対比三～五日遅れとなった。
- ・草丈・茎数は、慣行栽培と同等か下回る結果となった。

- ・穂数・総籾数は慣行栽培を上回る結果となった。

### ■収量・タンパク

- ・品種・地区で違いはあるものの、平均

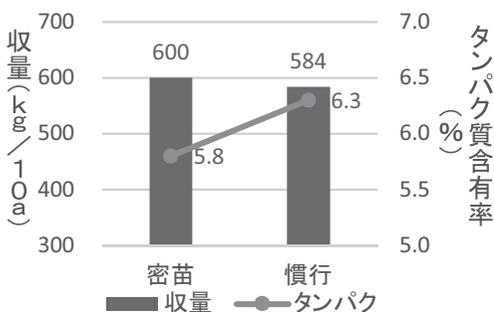


図4 密苗栽培と慣行栽培の収量・タンパクの比較(道南H地区; 品種「ななつぼし」)

でほぼ慣行並み以上の収量となった。  
・タンパク値は、慣行栽培と同等か下回る結果となった(図4)。  
・整粒歩合については、慣行栽培とほぼ同等程度であった。

■密苗栽培に期待する効果—疎植同様、育苗コスト低減が期待される技術—

① マット育苗移植栽培での播種密度を増やすことで育苗箱数の低減や、短期育

表2 密苗移植のコスト低減効果

育苗箱数	育苗資材費	播種・苗運搬時間	管理方法
3分の1	2分の1	3分の1	従来と同様
3,100枚⇒1,100枚	48万円⇒22万円	65時間⇒22時間	難しい技術不要
育苗ハウス3棟⇒1棟	育苗箱・培土		

※水稲10ha経営で、播種量を現行100g/箱を300g/箱にした場合の試算

表3 育苗コストの比較 (円/10a)

区分	密苗	中苗	差額
種苗費	1,518	1,518	0
肥料費	1,276	5,379	△ 4,103
農業費	1,947	5,841	△ 3,894
合計	4,741	12,738	△ 7,997

約▲8,000円

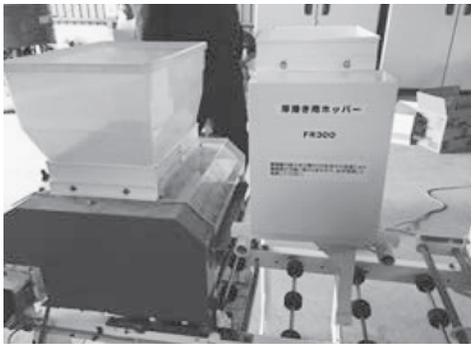
※ヤンマー提供資料を一部改編

表4 労働時間の比較 (hr/10a)

区分	播種	灌水	ハウス開閉	その他	苗運搬	移植	合計
中苗	23	45	63	30	15	4	180
密苗	13	16	15	15	6	3	68

※北海道農業生産技術体系をもとに試算

労働時間 3分の1



厚播き用ホッパー

- 苗との組合せにより、育苗作業の省力化が可能になる。
- ② 育苗・移植作業に係る労働力や施設面積の削減により、労働力不足や一戸あたり経営面積増加対策としての活用が可能になる。
- 密苗栽培の課題(留意点)―播種ムラ防止・適期移植・圃場の均平が必要―
- ① 播種する際は、専用ホッパーの追加設置が必要である(播種ムラを防ぐ)。

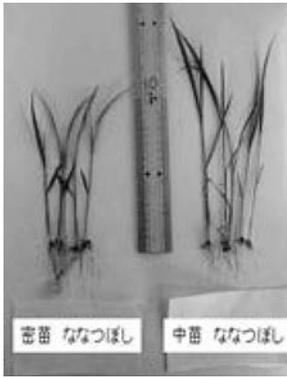
② 播種四日後に発芽、その後約一四日間で二葉展開となる。移植適期は二葉展開後、七日間程度となっており、それを超えて移植すると老化苗となりスグが高まる。

③ 播種後、育苗箱を並べた後は十分な灌水が必要となる。

④ 苗丈は一〇～一五cmを目標とする(徒長苗に注意)。

⑤ 代掻きは丁寧に行い、少なめの水でゆっくりと練るように掻く。

⑥ 圃場は均平に仕上げる。均平が取れていないと深水の場所では、転び苗や浮き苗となりやすく欠株の要因となる。



苗の比較

## 二．ICT関連

### (一) アシストスーツ

―中腰作業が多い農作業では、足・腰の負担軽減が期待できる―

もともと、アシストスーツは、農林水産業(「昆布漁」「ミカン収穫」)、建設現場や介護現場における重労働を少しでも軽減させようと、農水省・大学・関係機関が連携しながら開発が進められ、現在では、電動からゴム製に至るまで多数のアシストスーツが開発・販売されている。そこで、農作業は「中腰の姿勢」「地面に近い仕事」が多いことから、主に育苗作業における足・腰に係る負担軽減に寄与できないかという点に着目した。

ホクレン米穀事業本部では、アシスト

スーツを購入、各支所に配付を行い、当

協会主催良質米麦生産技術講習会・全道

JA女性部研修会・ホクレン担い手研修

会等の各種講習会・研修会において、試

着体験・アンケート調査を実施するなど、

農作業軽減に向けた可能性を探ることが

ら、低コスト・省力化の取り組みを開始

した。ホクレン生活事業本部においても

「JA個別宅配事業(ジョイライフ)」

への掲載により商品紹介・販売をするな

ど、機会があるごとに生産現場への導入

に向けた推進も図ってきた。

アシストスーツは、先述のとおり、電

動式とゴム製の商品がある。



アシストスーツ

電動式は、もともと、建築工事やみかん畑での果実を運搬する等の重労働を軽減する目的で開発されており、身体に装着して使用するロボットである。機能としては、体幹の動きを位置センサーで検出し、動作意図にあわせて腰部のモーターを回転させることで荷役作業時の負担を軽減するものである。確かに荷役作業時の腰部への負担軽減にはつながるものの、装着したまま軽トラックに乗車する際モーターが邪魔すること、さらには、

一〇〇万円／台程度と高額であることもあり、少なくとも水稲農作業における普及可能性については今後も検証が必要と想定される。

一方、ゴム製アシストスーツは、電動式と比較して、軽量かつ安価（二万円／着）で、装着も簡単、スーツ自体の伸縮もきくことから、苗運び等の中腰作業等において、より実用性は高いと想定され、

実際に試着した方々からは「腰の負担が軽減される」等の声も多く聞かれる。このゴム製のアシストスーツは、ホクレン資材事業本部でも取り扱いを開始し、全道のJA資材部門で購入することも可能となっていることから、ぜひ農作業の軽減に役立てていただきたい。

#### 〈参考〉 苗キャッチ

― 苗箱を剥がすきつい作業が楽になる ―  
先述の「アシストスーツ」とあわせ、

育苗作業に活用いただきたいのが「苗キャッチ」という商品である。これは、育苗ハウスから苗を移植機に運搬する際、何度も腰を曲げ伸ばしする辛い作業を軽減するもので、直立姿勢のまま、苗移動・持ち上げ作業や苗コンテナの奥の手の届かないところでも、この苗キャッチを使うことにより苗を「はがす」（引き上

げる）「持ち上げる」「引き出す」作業が非常に楽に行うことができる。

この商品についても、ホクレン米穀事業本部で購入し、各支所に配付、各種講習会・研修会等において展示・紹介を行っている。また、マット用・ポット用があり、ホクレン資材事業本部・JA資材部門でも取り扱いを行っている。

#### (二) 水田センサー(Paddy Watch パディウォッチ)

― 遠隔でもスマホで圃場環境が確認でき、圃場の見回り作業軽減が期待できる ―

水稲の作業の中で、「育苗」に次いで労働時間が多いのが、「水回り作業」になる。稲の生育・病害虫発生状況を確認するため、水回り作業は欠かせない作業となるが、高齢化はもちろんのこと、担

い手の減少による一人あたり耕作面積の拡大、飛び地の増加等により、圃場巡回に要する労働時間の増加が想定されることから、ICTの活用により少しでも作業軽減ができないかという点に着目した。

その一つに「水田センサー（パディウォッチ）」がある。この機器は、スマート農業におけるセンサ・ネットワーク技術・人工知能等の次世代農業向け機器の開発を行うベジタリア株式会社が開発となり、NTTドコモが販売代理店となっている。設置圃場の「水位」



パディウォッチ

「水温」「気温」「湿度」の四つのデータをタブレット・スマートフォン等の端末を使用し、遠隔で状況が確認できるいわば「水管理支援システム」である。

当初、この「パディウォッチ」は、全農の実証試験（平成二八〜三〇年度の三年）があることを知り、ホクレンとしては、初年度（平成二八年）に、空知（JA新すながわ）と上川（JAたいせつ）の二カ所で実証試験を行った。二九年度からは、新たに二カ所（JAピルネ・JA南るもい）設置し、全道では合計四カ所による実証試験となり、実際にセンサーを使用した生産者へのアンケート調査を行い、今後の普及の可能性について検証を行った。

生産者の声としては、「水管理の目安となり、圃場見回り回数が減少した。」「飛び地である場合はとても有効な機器である。」「気温と水温が深水管理に役立つ、湿度はいもち病発生予測にも役立つ。」「普及センターでのデータ蓄積・技術指導に役立てることが可能。」「といったメリットに関するコメントがある一方、

「センサー一〇万円／本ではコストパフォーマンスを感じない。」「センサーを設置しても見回り頻度が極端に減少するわけではないため、できるなら自動給水のような制御装置がついていないと・・・。」「水温と水位だけ計測できて機能が半分になった分だけ価格が安くなった方がいい。」「通信料がセンサー一本一本にかかってしまうのでコスト高である。」等、センサー自体を否定するものではないが、今後の検討課題としてのコメントもいただいた。

平成三〇年度は、そうした生産者からの声も反映して「水温」「水位」の計測のみの機能であるが、価格が半分の五万円／本のセンサーが開発・販売されたこ

とにより、この新機種水田センサーを四  
一本購入し、全道の水稲エリアに設置し  
実証試験を行った。平成三〇年度実証試  
験結果については、生産者へのアンケー  
ト結果を集計次第、フィードバックする  
こととしたい。

### (三) 水田センサー (M-HAR ASSミハラス)

―親機一台に子機が最大一〇〇本接続可能  
となり、地域圃場の一元的管理も可能―

同じ、水田センサーでありながら、通  
信方法で先述のパディウォッチとは大き  
く異なるセンサー「M-HARAS (ミ  
ハラス)」がある。メーカーは、ニシム  
電子工業株式会社であり、センサーの機  
器構造もニシム電子工業の専門である無  
線を利用したものとなっており、特に、

通信コスト低減につながる機器となっ  
ている。

機器は、パディウォッチと異なり、親  
機 (通信基地局) ・子機 (水田セン  
サー) がセットとなっている。子機は圃  
場の「水位」「水温」「気温」「湿度」「地  
温」を計測することが可能となっており、  
その計測データを親機が受信、3G回線  
を使用しクラウドにつながるそのデータを  
タブレット・スマートフォン等の端末上  
で、圃場の状況を遠隔地で確認できる。

ただし、親機 (通信基地局) と子機  
(センサー) の間に、防風林やビニール  
ハウス・家屋等の障害物があると電波の  
障害となるため、親機は高い建物の屋上  
に設置することが望ましく、二九・三〇  
年度では、J Aカンントリーエレベーター  
のサイロ屋上に親機を設置し実証試験を  
行ったところもある。なお、この実証試  
験を通し、親機を中心に半径七〜八km程

度の通信は可能ということも実証された。  
また、一台の親機には最大一〇〇本の子  
機と接続させることが可能であることか  
ら、親機の通信条件が良好であれば、か  
なりの広域にわたって圃場管理が可能と



ミハラス親機 (通信基地局)



ミハラス子機 (センサー)

なり、ランニングコストも抑えることができるといったメリットもある。

一九年度では、全道で親機一台・子機五台でメーカーの協力も得ながら、実証試験を行い、三〇年度においては、メーカーのレンタル事業を活用し、全道で親機（通信基地局）一三台、子機五五台を設置し、規模を拡大して実証試験を実施した。

実証試験を実施した生産者からは、「気温・水温が遠隔でも確認できて便利であった。」「圃場の見回りが一回／日になり、空いた時間の有効活用ができた。」「飛び地に機器を設置したことにより、見回り作業の軽減につながった。」「等のメリットを感じるコメントも多く、実際に三〇年度実証試験実施生産者からは機器の購入希望の声もある。その一方、「水位は生産者の感覚で管理しているため、遠隔での確認はあまり役に立たな

かった。」「積算温度から収穫時期を予測できる機能があればいい。」といった意見があることに加え、親機設置に係る工事・価格等の課題等も含め、今後の機器開発に向けて検討が必要となっている。

#### （四）自動給水装置（WATAR ASワタラス）

「遠隔で水位を「見る」だけではなく、「制御」でき、水管理の省力化が期待できる—

この製品は、内閣府のSIP（戦略的イノベーション創造プログラム）事業により、水田における水管理の省力化を目標に、農研機構がクボタケミックスと共同で開発した「圃場水管理システム」である。

水田センサーは、「見える」だけの機

能であるのに対し、自動給水装置は「見える」という機能に「制御」機能が加わることから、水稻の水管理作業においては、画期的なシステムと言える。

当製品は、親機（基地局）と水田の給水バルブ（排水機器もあり）に取り付ける子機（アクチュエーター）をセットと



制御装置を取り付けた給水バルブ

し、スマートフォン・タブレット等での遠隔操作により、水田の水位コントローラが可能となり、水管理の自動化で農作業の軽減化を図るものである。圃場のセンシングデータ・制御信号は基地局を通じてクラウドサーバーを経由して子機（アクチュエーター）に送信され、モーターによって給水口の開閉を行うことで圃場への自動給水が可能となる。

基地局と子機の通信距離は、M-HA RASと同様、七〜八km程度となっており、通信条件が良好であればそれ以上可能であることから、飛び地の水管理にも有効な装置と言える。

二九年度は、農研機構を中心に、行政・JAの協力を得て、土別市のM氏の圃場にて実証試験を行った。M氏の圃場は基盤整備が入っており、三・四ha／一枚の広大な圃場に親機（通信基地局）一台と自動給水装置を五台設置した。

表5 水管理に要した作業時間の比較

区分	圃場枚数 (枚)	総面積 (ha)	距離 (km)	水管理 合計時間 (分)	削減率	
					1枚あたり	10aあたり
試験区	1	3.4	0.9	96	61%	72%
対照区	13	31.6	7.1	3,233		

※2018/6/13～8/16 土別市にて

実証試験では、実際に圃場の水管理に要した時間を作業日報に記録してもらい、自動給水装置を設置した試験圃場とそれ以外の対照圃場の水管理に要した時間を比較し、どれ

だけ水管理労

力（時間）が

削減されたか

を検証した。

その結果、圃

場一枚あたり

水管理労力は、

試験区と対照

区とを比較し

た場合、田一

枚当たりでは

六一%削減、一〇aあたりでは七二%削減され、水管理に要する大幅な時間の削減につながる結果となった。

平成三〇年度においては、親機（通信基地局）を七台・子機（アクチュエーター）一八台を購入し、全道七カ所において実証試験を実施した。

この自動給水装置は、基本的に、基盤整備がされている圃場で、給水口にバルブが装着されている圃場での設置が可能であるが、バルブ形状によってはアタックメントが必要な場合もあり、都度確認作業が発生しているのが現状である。試験期間中には、木の枝・魚類等による詰まり等で、バルブ開閉がうまくいかなかったケースもあったこと、また、装置自体の価格面等、普及拡大を図るためには課題があることも確認された。

ただし、自動給水装置については、センサーのように「見える」だけではなく

「制御できる」機能がついていることから、省力化を図るためには大きなメリットが期待できる装置であり、価格面でメリット感が出てくると更なる普及拡大への可能性も見えてくる製品と言える。

### 〈その他の取り組み〉

当協会ではこうした技術に関する情報収集や普及・啓蒙活動に取り組んでいる。

#### ●平成二九年度担い手向け研修会

日時：平成三〇年二月二日（木）～二三日（金）

場所：ホクレン研修センター

概要：就農して間もない担い手生産者を対象に、ホクレン・北海道米麦改良協会が、水稻栽培における肥培管理・病害虫防除・除草剤の基礎・水田土壌の仕組み・北海道米の販売情勢等について研修を行い、当協会からは、「水稻低コスト



担い手研修会の様子

省力化技術」としてスマート農業では「圃場水管理システム」「水田センサー」を、栽培技術では「疎植」「密苗」等の紹介を行った。

●道南地区水稻省力化栽培技術現地研修会

日時：平成三〇年八月八日（水）

場所：今金町・瀬棚町



道南地区現地研修会の様子

概要：道南地区の生産者を対象に、農業試験場・普及センター・農機メーカー・ホクレンより、全道における生育状況、省力化栽培技術、現地の省力化取り組み事例等の説明・紹介を行い、当協会からは、水稻低コスト省力化技術として「自動給水装置」を中心に、三〇年度実証試験を実施している圃場にて概要説明を

行った。

●FACEBOOKで当協会の取り組みを紹介

●幕張メッセでの次世代農業EXPOにおける情報収集

新規ロボット・ドローン・自動草刈り機・粉燃料乾燥機・ニシム電子工業ブラスでの取組紹介

●ホクレンアグリポートにおける事例紹介

・疎植栽培 ・密苗栽培 ・省力化技術  
(これまで取り組んだ事例紹介)

●静岡県での自動給水装置(新型)の現地視察

●農研機構(茨城県)での自動給水装置の新たな技術導入の情報交換

●国際農業機械展(帯広)での情報収集

## おわりに

北海道は、現状「日本一の米どころ」と言っても過言ではない産地としての地位を築いており、全国の生産量七三〇万トン(二九年産)のうち北海道米の生産量は約七.六%、店頭販売では約二六.二%と高いマーケットシェアを誇っている。また、「ゆめぴりか」「ななつぼし」

は食味ファンキングにおいて八年連続「特A」を獲得するなど食味において高い評価を得ており、今後も北海道米のシェア確保を図りながら、品質・数量において安定供給を図っていく必要がある。

その一方で、全国では水稲作付面積は減少の一途を辿る中、北海道においても毎年一、〇〇〇ha程度ずつ減少しており、需要に応えることができない現状に直面している。これは、高齢化等による販売

農家戸数の減少を受け、その際に発生した農地を担い手が引き受けることにより、一戸あたりの経営面積が増加していく中で、既に担い手への集積が進んでいる北海道では、既存の労働力だけでは水稲作付を維持することが難しくなり、麦・大豆・飼料作物のような省力化が可能な作物への切り替えが行われたことが大きな要因と想定される。

このような状況において、水稲作付面積を確保し、北海道米の生産基盤を維持していくためには、水稲の安定的な所得確保とあわせ、労働力の軽減化を図ることが重要である。

今後、当協会としても、これまで啓発を行ってきた「基本技術の励行」とあわせ、高齢化や労働力不足への対応に向けた栽培技術・ICT等最先端技術を活用した省力化技術の情報収集・技術普及について、取り組み強化を図っていきたい。

## 蝦名理恵（えびな りえ）さん



- ・栗山町出身
- ・旭川の自宅を拠点として夫は北見市、自身は札幌市に愛犬のトイプードルと共に単身赴任。大学生の息子と3人家族で4かまど。
- ・北海道食糧事務所栗山支所採用その後札幌、北見、滝川、旭川勤務を経て現在の北海道農政事務所事業支援課に至る。
- ・2012年～2013年 旭川市民農業大学受講。
- ・北海道新聞「朝の食卓」コラム担当（上川版「北極星」から通算8年目）。
- ・好きなこと：農と食を中心とした地域巡りと魅力発信、生産者とシェフをつなぐイベント企画等。

# 地域で見つけた宝物

北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課

6次産業化専門官 蝦名理恵

こんにちは！北海道農政事務所  
で六次産業化・農観連携等を担当  
しております蝦名と申します。  
あっという間に最後の投稿になり  
ました。年齢と共に月日が経つ  
が早く感じるのは、「毎日同じ作  
業に慣れて、ときめきが少ない時  
に印象に残ることが少ないから  
だ」と先日テレビで放映されてい  
ました。毎日の小さな感動、とき  
めきを大切にしたいものです。  
一年間読んでいただいた皆様最  
後までありがとうございました。

◆ フランスで学んだ高品質の  
ハーブを北海道から！

ある時、全国で活躍されている  
フードプロデューサーの方のSNS  
投稿に素晴らしい品質のハーブ



リアン 石田さん

を発見、そこには「こんなに素晴らしいハーブが北海道にあるなんて」とありました。四角の箱の中に色鮮やかに並べられた四〇種類のハーブ。画像を見ただけでその完成度の高さが伝わってきます。北海道といっても一体どこの地域なのだろうと調べてみるとなんと自宅のある旭川であることが、ほどなくわかりました。

旭川とわかるともじっとしてはいられません(笑)。このところ、ハーブのご相談が多いということもあり、実際に行ってお話を聞きたくなりました。旭川の友人に連絡をとると、ちょうど週末に開催のイベントに出展予定らしいとの情報がありました。

待ち遠しかったその週末、各ごとの身体の症状にあわせハーブをブレンドして販売するリアン 石田佳

奈子さんにお会いすることができました。

実際に見て、試飲させていただきました、益々もっとゆっくりお話を聞きたくなりました。周りには、ハーブについて興味がありそうな人がたくさんいます。何人かに声かけを行い、レストランのシェフ、ハーブを作る生産者、流通に関わる方たちでそろそろとご自宅にお話を聞きに向かったのは、最初にお会いしてからひと月も経たない頃でした。

フランスで一二年間、ハーブの技術を学び、昨年生まれ故郷の旭川でハーブの生産を始めた石田さん。毎日のように訪問者が絶えないというそのお宅は、柔らかな日差しとハーブの香りで溢れています。ご自分の技術を惜しみなく広げ、日本でも生産組合のような組織を作りハーブの価値を高めたという石田さん。そのハーブにはたくさんの可能性がありそうです。北海道から海外にも誇れる品質



井上牧場の牛

の高いハーブが旭川にありました。

### ◆ 牛のいのちと滝上町

#### 井上牧場

牧場で搾乳体験イベント等に参加したり、牛を見ながらお話を聞かせていただくことがあります。最初は牛がこわくておそるおそるでしたが、そのうち愛らしい目をしていることに気づき、目を除きこむ余裕もできました。そうなるまで横たわったままの牛がこの後どうなるかが気になったり、現実を聞いて心が痛んだり、牛のことで知らないことが多いのに気づきました。

酪農家のブログを見たり、小清水町でヘルパーを行っている「富田美穂さん」が描く牛の絵に心打たれ、その著書「おかあさん牛からのおく

りもの」を読んだりしていました。そんなある時、札幌パルコ地下一階のフードコートに「ミルクSAN」という道内の牧場の牛乳の飲み比べ、ソフトクリームの食べ比べができるお店があるということを知りました。そこでブラウンスイス井上牧場として出展している滝上町のその牧場について興味を沸き調べてみました。たどり着いたブログを読んでも、そこには日々、牛のいのちについて向き合いながら育て、時には試行錯誤し、消費者である私たちに少しでも知って味わってほしいと様々な日常が綴られています。直接的に酪農には関わっていない娘さんの一歩引いた文章は、わかりやすく考えさせられるもので、夢中になって読み、時には笑い、涙し、そこにいる牛たちのことがいつまでも心に残りました。

そしてそこから数日もたたないある日、

偶然にも仕事で訪問しお話を聞かせていただけける日がやってきました。井上代表と奥様、そして「Casochi（カソチ）」という文字通り過疎地を楽しもうという合同会社を経営する二人の娘さんたち。笑顔があふれるご家族が営む牧場で牛たちは主に自家生産した牧草を食べ愛情たっぷり育てられていました。そうはいつでも牛は経済動物。お乳の質が悪くなると淘汰されてしまつのが現実。日常的に思いを巡らせることができないでいる牛の寿命や牧場の現実を、知ることは本当に大事、そしてこういう育てられ方をしている牛たちの肉やミルクは高くても当然、差別化だったりそこにしかない大切な付加価値だと思つわけです。井上牧場のこともそこにいる牛のこともまだまだほんの少ししかわかっていないと思います、もつとお話を聞いてみたい！そんなことを考えながら、札幌の

「ミルクSAN」で飲んだ井上牧場の牛乳、味わい深かったです。

### ◆ 一カ所限定新鮮野菜 宅配サービス

北海道新聞等にレシピを連載している、料理研究家 小笠原登志子先生とは古くからのお友達です。ボランティアで料理教室のお手伝いをしたり、一度は休日に函館まで同行したこともあるほど。そんな小笠原先生と食事をしていた時のこと、「スーパーで野菜を買うのが悲しい」とポツリと漏らしました。

私の休日といえば、実家がある栗山町や旭川の自宅などに向かい、その途中で農園や直売所に寄るのが楽しみの一つとなっています。うれしいことに新鮮な野菜がかなり身近にある生活、思わず「届けますか？」と口から出ていました。



小笠原先生宅で

その日から、毎週末、小笠原先生のご自宅に私が選んだ様々な野菜を配達するサービスがスタートしました。そうはいっても、その際、手作りの総菜をいただいたり、時にはご飯をごちそうになったり、野菜たっぷりな料理研究家の先生の料理はうれしく有難いものです。

一方で小笠原先生の料理の得意分野は、「冷蔵庫にあるもので簡単料理」。私が選んだ、自分では選ばないような新顔野菜などを前にレシピを考えるのは血が騒ぐということ、お互いにWIN-WINということでしょうか。

直売所等の顔の見える生産者の新鮮な野菜や果物が欲しい。けれど、重量があり持ち帰るのは負担、運転も難しいという高齢者は意外と多く今後このようなサービスがあれば喜ばれるかもしれませんね。けれどビジネスにはなりませんよね(笑)。

#### ◆ 逆六次産業化！土別市

多寄でそばを愛す「淳真」

山崎淳司さん

土別市多寄町にある手打ちそば処「淳真」。古い拓銀の店舗を改装したそのお店は、そばの味が美味しいのはもちろんですが、店内の雰囲気なども温かくそば愛であふれています。テーブルには訪問された方がコメントを記されたお礼のノート、壁には店主の山崎さんが開くそば教室の張り紙などなど。

そんな山崎さんのお話を聞かせていただいたのはもう四年前のこと。脱サラしそば粉を求め全国を歩きたどり着いたのが土別市多寄のそば粉でした。その後尊敬する師匠の元でそばを学び二〇〇九年にお店をオープン、毎朝五時に起床しそばをつつのが楽しみで仕方ないと語ってくれたのが印象に残っています。



淳真 山崎さん

その後、そばが好きすぎて生産するところからはじめたいと農業をスタートしました。既に売り先があり、加工販売を行っている方が農業生産をはじめるといって、従来の六次産業化とは逆のパターンですが、逆だからこそ失敗するリスクも少ないというもの。生産を指導してくれる師匠もあり、どんなにお忙しいのかわかりませんが、地域の方たちとつながり好きなことをやっている楽しそうな様子が伝わってきます。それだけではなく、地域で閉店した居酒屋も引き継いだことなどで、様々なイベントを開催するなど地域のリーダーとして活動されています。オープンして九年が経ったという「淳真」で、最近登場したというそばシフォンケーキを食べながら、六次産業化や地域づくりについてゆっくりに話を聞きたい。山崎さんから目が離せません。

## ◆ 迷ったらご飯

今はあまり更新していませんが、「野菜ソムリエ エビちゃん」の迷ったらご飯」といってブログを書いています。当時人気ブロガーだったお友達の「カブタ」(現在 道庁食の安全推進監 甲谷恵氏)に「ブログをはじめるとボタンをほちとすればすぐ出来るよ」と勧められたのがきっかけでした。その後素敵な人、わくわくする場所、魅力的な人を探り発信するうちにいろいろなつながりが増えてきたように思います。

タイトルの「迷ったらご飯」はお米離れが言われる中で、日本人ならやっぱりお米！美味しいお米がいろいろあるのだから迷った時はご飯を食べてねという想いをこめたものです。もちろん私もパンは好き、隠れ家パン屋さんを見つけた時は大コーションします。が、パンは私に

とってはおやつ、主食ではありません。お米を食べるからこそ元気が出る！というのが持論です。

これからもそんな気持ちを持ちながら、数字や売上げ等、目に見えるものだけではない農業の価値を探り発信し続けたいと思っています。



第一〇九号から四回、お仕事のお忙しいなか、キラリと輝く人たちをはじめ、たくさんの方の「地域の宝物」を楽しく紹介してくださりました。一年間ありがとうございました。(編集部)

# いきいき農業高校 第三回

## 北海道旭川農業高等学校



### 一・学校の概要

本校は一九二三年（大正一二年）に創立されました。道内の農業高校の中でも歴史が深く、二〇一三年には創立九〇周年を迎え、この先二〇二三年には創立一〇〇周年を迎える伝統ある学校です。卒業生の総数は一四、八三八名にのびります。

平成一四年には学科転換を実施しました。それ以来、現在に至るまで、農業科学科・食品科学科・森林科学科・生活科学科の四つの学科体制で農業教育を実践しています。

現在本校に在籍している生徒数は男子一五九名、女子三一六名の合計四七五名です。五二名の教職員で学校運営にあたり、道北にある農業高校の中心的な役割を担っています。

実習地・演習林を含めた敷地面積は二六〇ヘクタールに達し、その中でも四種類のイネを栽培する水田は全道の農業高校の中で一番の作付規模となっています。



## 二・農業担い手育成に向けての

### 取り組み（農業科学科）

#### （一）就農を目指す環境づくり

本校は道北の農業教育拠点校として位置づけられていますが、近年の生徒の進路状況を見ると、農業後継者や就農を目的とした進学、農業法人等に就職する者（雇用就農）が他の農業拠点校より極端に少ない現状にあります。そこで、本校と上川総合振興局産業振興部等が連携して、平成二五年度に「旭川農業高校版農業人材育成協議会」を立ち上げました。

新規就農予定者及び雇用就農希望者の誘引と育成のための支援事業として、一年次には「地域の先進農業の視察」をとおして農業に関する興味関心を高め、二年次には大学教授、先進農業者や法人代表、スマー卜農業関連企業の方を講師に招き「農業の

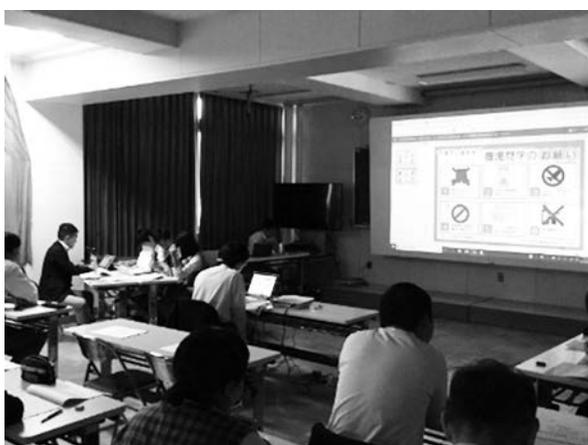
新技術についての講演会や実演会」を開催し、農業の魅力や先進的な取り組みについて体験させ、三年次には農業自営予定者や雇用就農者、農業関連産業に就職する生徒を対象に「今後の農業経営戦略に向けて」の学習会を北海道農業会議から講師を派遣して頂き実施しています。

#### （二）ASIAGAP Ver.2.1穀物の認証取得

旭川地区は水稻栽培を基幹産業とする農業が盛んな地域です。中でも水稻の生産量は北海道でもトップクラス（年間生産量三万八千トン（道内二位））を誇り、今後益々、地域を支える重要な産業であり農家



1年生先進農家視察



ASIAGAP 認証審査

子弟及び新規就農者の確保、継続可能な農業経営の確立がより重要な課題となっております。本学科では、環境に優しい持続可能な農業を展開し、数多くの農業後継者を輩

出しています。これからの多様な時代変化

の中で、求められる持続可能な農業経営は今、本校が先駆けて実践していかなくてはならない分野であります。AS-AGAP

の導入は、農産物の安全を確保して、消費者を守り、地域環境を保全することができるとともに、広い視点で地域農業を考え、支える重要な人材育成につながっています。

また、地域の農業自営者として必要な思

考力・実践力も養い、リーダーとしての成長を目指します。今後も適正農業規範の適切な実践を行い、農産物の生産工程全体を「経営の基本」、「経営資源の管理」、「栽培行程における共通管理」の三つに分類し、それぞれ「農業経営」「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権・福祉」の五項目に

関わる重要な管理点に対応し、実践し続けることで成果を上げ、地域のGAP導入モデルの拠点となることを目指していきます。

### (三) スマート農業実現に向けて

上川管内においても担い手の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻な問題となっており、ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用した超省力生産、高品質生産を実現する新たな農業「スマート農業」の実現にむけて大きな期待が寄せられています。

このスマート農業を実現するためには、就農を目指す生徒自身がOT機器によって情報収集を行い、適切な生産管理ができる知識、ドローンや自動運転トラクターを使いこなす技術が必要になります。そこで本校でも、GPSガイダンスシステムやクラウド型営農管理システムを導入し、生徒



未来の教室

に学習・体験させ実践力を養っています。

また、経済産業省がすすめる「未来の教室」実証事業に参加し、人間がAI（人工知能）と共存していく社会で必要となる能力を養うために二・三年生のプロジェクト学習を行っています。そのなかで、外部講師指導のもと、ロボット製作キット「レ

ゴ・マインドストーム」を用いてロボットについてさまざまな角度から学習し、科学的・工学的な理解を深め、スマート農業実現に向けて取り組んでいます。

### 三．地域産業に関わる産業人育成に向けての取り組み(食品科学科)

#### (一) 地域食品産業に関わる

食品科学科は、平成一四年度に農業科学科からの学科転科によって誕生しました。開科から一六年が経過したいま、学校や地域の農畜産物に付加価値をつけ、食料生産の重要性や農業・食に関する知識や技術の習得に向けた、これまでの学習活動をより一層深化させるべき時期を迎えています。本学科の目標は「食品加工・食品管理及び農業経済に関する知識と技術を習得させ、

地域食品産業に関わる業務に従事する産業人として必要な能力と態度を育てる」ことです。職業観や勤労観を養い進路意識の向上に努めながら、地元企業や専門機関との積極的な連携や地域特産物を活用した新商品への取り組みなど、プロジェクト活動を主軸に様々な学習活動の展開を図っています。

#### (二) 専門科目における

#### 教育実践の取り組み

本学科では農業科学科とともに、本校農場で栽培・収穫した農畜産物を原料として様々な食品加工品を製造しています。また、微生物利用、食品化学を中心に食品衛生に関する知識や製品の品質保持・管理技術について学習を進めています。更に、生産した製品を食品流通の科目から発展させ、お客様とのコミュニケーション、地域への貢

献活動の一環としてJAあさひかわ農産物直売所あさがおでの販売実習を年間五回にわたり実践しています。そのほか、コープさっぽろ主催の「食べるたいせつフェスティバル」や「旭川食べマルシェ」など地域のイベントにも積極的に参加しています。専門性を深めることを目的にグループごとの研究活動として課題研究を設定し、専攻班活動として地域の特産品に付加価値をつけるための研究や、地元企業を始め関係機関との連携を図りながら地域の農業振興のために活動しています。学校農業クラブ活動では近年、プロジェクト活動を中心にした旭農食品科学科の活動成果が評価され、各種大会で好成績を収めています。これらの活動は多くの報道機関にも取り上げられ、本校食品科学科の教育実践が市内外中学生、地域住民から高く評価されています。

### (三) 食品製造に対する取り組み

食品製造をおこなう上で衛生管理についての取り組みをおこなっています。今年度から食品安全性を確保するためHACCPの導入に向けて保健所と協議しています。生徒が積極的に関わりを持ちながら導入に向けての準備を進めています。また、本科



JA 販売会

は毎年一〇月におこなわれる食彩フェアの道北地区の中心校となりAFS認証制度に組み込んでいます。AFS認証とは北海道の農業高校等において、教育活動での安心・安全な食品作りを目指すとともに、自主規制及び管理体制を構築するための加工食品等の認証制度になります。今年度からはX線異物探知機を導入し、時代にマッチ



本校合同即売会

した対応を行うことで旭農ブランドが品質やコンプライアンス面で社会的に信用を高められるようにしていくことが更に必要であると考えています。

### 四・林業担い手育成に向けての取り組み（森林科学科）

#### (一) 林業最先端地域への現場実習

平成二九年五月、本校と下川町・上川北部森林管理署・北海道上川総合振興局北部森林室との四者が包括的連携協定を締結し、キャリア教育のサポート体制を構築しました。

この取り組みの概要は一年生で植林、二年生で保育、三年生で伐採・商品開発など段階的プログラムを実践しており、林業の一連の施業が三年間で体験できるよう工夫しました。なにより先進地域の林業を肌で

感じられるメリットがあります。また、プロからの直接指導（特別で贅沢な機会）を設定することにより、プロの専門性（知識、技術）に触れさせることで、生徒のやる気、興味が増し、学習意欲・意識改革から職業観（仕事の理解、意義、憧れ）を醸成しています。

## （二）産官学が一体となった取り組み

本年度より、上川林業アップデート事業が始まりました。上川町、北海道大学、本



下川林業実習

校森林科学科が連携をして造成した造林地にて旭川農業高校森林科学科の生徒に向けセミナーを開催し、未来の林業関係者として多様な視点を持つことを目的としていきます。

具体的には、本年度はスタートアップの年として、天然林施業及び広葉樹資源の造成について森林科学科の一年生四〇名がチャレンジしました。天然林施業について



上川林業アップデート事業

は、国有林及び研究機関による積極的な取り組みが行われていますが、民有林では少数です。しかしながら里山管理をはじめ、今後多様な施業を行う上で、これらの技術獲得は欠かせない施業であるため、学会で成果を発表できるようにしたいと考えています。

## （三）OPENプロジェクトがスタート

一〇月より、「地域連携機関との協働による未来のプロフェッショナルの育成」地域森林資源の循環利用に関するプロジェクト学習の展開」と題して研究を開始しました。本研究は、林業・林産業さらには地域コミュニティを持続的に発展させることができる将来のプロフェッショナルの育成を目指しています。

連携協力先には大学（北海道大学）や自治体（上川町、下川町）、上川総合振興局

産業振興部林務課、旭川周辺地域林業担い手確保推進協議会、NPO法人もりねっと北海道、NPO法人大雪自然学校、旭川大学附属幼稚園などを予定しています。

## 五・花育活動に視点をおいた教育実践の取り組み（生活科学科）

### （一）草花を活用した学習環境づくり

生活科学科は、平成二六年の園芸科閉科に伴い教育課程を大きく見直しました。園芸科で学習していた草花園芸の領域を柱に、教育活動が展開されるようにしています。

生活科学科に入学してくる生徒の特徴としては、将来幼児教育に進みたいもの、福祉関係、美容関係への進路を希望する生徒が多いのが現状です。将来農業後継者を希望する生徒はごくまれであり、従って農業経営者としての資質を高める目的よりも

ヒューマンサービスや流通関連産業に従事する産業人として必要な能力と態度を育成することに重きを置いたカリキュラムを編成しています。

草花の活用は、入学してくる生徒の実態と生活科学科の目的を達成させるためには重要であり、花の持つ魅力や力を利用して幼児教育や福祉教育を推進する花育活動は、コミュニケーション能力の向上はもちろんのこと社会性の向上にも繋がっています。

生活科学科にとって、草花を活用した学習環境づくりを推進していくことは、今後の教育活動を検討する上でも大きなポイントとなります。

### （二）オーガニックフラワーの導入

食品の安全・安心ということばをよく耳にしますが、観賞用の花材などについて言われることはほとんどありません。しかし、

国際的には、観賞用の花の安全・安心は注目を集めており、アレルギー対策や病院、レストランなどでの需要が高まることが期待されています。

本校でのオーガニックフラワーの取り組みは、四年前より開始され、今年度日本オーガニックフラワー協会に登録、現在認定生産者として出荷するための手続きをしています。花育活動を推進する上でも子ど



オーガニックフラワー

もたちや多くの方々にアレンジを楽しんでもらい、安全・安心を前面に打ち出すことは非常に意義深いものと考えています。

九月東京で開催されたオーガニックライフスタイルEXPOのワークシヨップで本校のオーガニックフラワーが紹介されアレンジに使用されました。関わった生徒たちにとっては大きな喜びであり自信と励みにもなりました。



草花販売会

### (三) 地域と連携したヒューマンサービスの実践

生活科学科では、二年次の授業「子どもの発達と保育」で基礎的な知識と技術を学習しています。九月にはその学習を活かすために三日間の保育実習を実施しています。生徒の中には子どもが苦手という生徒もいる一方でこの体験により保育士を目指す生徒、逆に自分には向かないと考え進路変更する生徒もあり、キャリア教育の充実に繋がっています。

また、コースでの学習や専攻班活動の中でも保育所、幼稚園、小学校、老人福祉施設、知的障害者施設、高等養護学校との交流学習など多くの連携を図っています。初めての交流は消極的だった生徒も、回数を重ねるたびにコミュニケーションをとれるようになり自然と接して会話もできるようになります。



保育実習

生徒たちのこれまでの福祉に関する体験は非常に限られた範囲のものであり、また体験自体も少ないという事情がありますが、地域の関係機関、施設を大いに活用することで生徒たちの成長につながっていると考えています。

草花は、交流・連携学習を進める上でその場を和ませ、コミュニケーションを図る

上での最高の材料となっています。

## 六．グローバル教育の推進について

### (一) 取り組みの目的

本校では農業のグローバル化への対応と安全安心を保証する農業教育の展開や国際理解教育について推進し、種々の取り組みを行っています。安全安心を保証する農業教育の展開の取り組みでは、今年度、農学科科においてASLAP Ver.2.1認証を取得しました。国際理解教育の取り組みでは、今年度本校同窓会の多大なる支援を受け、日本と関わりの深い台湾での視察研修を行いました。研修では、生徒の国際感覚の醸成はもとより、GAP認証取得後の本校生産物輸出の可能性を探るとともに海外への見学旅行実施に向けた学校交流等を行いました。

### (二) 研修概要

① 主体的・対話的で深い学びができる多様な取り組みの一助とする。② 農業の国際化に対応できる実践力のある人材育成を目指す。③ 外国と自分の地域とのつながりを実感する。④ 異文化や現地高校生との交流からコミュニケーション能力を高める。以上四つを目的とし、一月五日から四泊五日の日程で、台北・台中を中心に①学校視察・交流②農場視察③文化視察④自主研修を行いました。以下では、学校視察・交流と農場視察について報告します。

### (三) 学校視察・交流

#### ① 国立虎尾高級農工職業学校

農業分野と工業分野合わせて八学科から構成されており全校生徒は一三〇〇人のマンモス校でした。学科ごとに建物があり、日本の大学のようにでした。両校学校紹介等



国立虎尾高級農工職業学校にて

をしたのち、校舎見学でAI知能搭載のコンピュータ室の紹介・実演、野菜収穫、ヤギ給餌などの体験をさせていただきました。

#### ② 国立西螺高級農工職業学校

農業分野と工業分野あわせて八学科から構成され、国際理解教育の推進にも力を入れており、毎年の修学旅行では日本にも訪

れています。校舎見学では、食品加工室の見学、食品科学・食品製造の授業見学をしたのち、バスにて畜産実習地へ移動し、牛・馬・羊・豚などを見学しました。

両校の視察・交流では、日本と台湾での農業教育の違いについて学ぶことができ、またASIAGAPVer.2.1を認証取得したお米についても紹介することができました。生徒間の交流も通訳を介さなくても簡単な日本語、中国語、英語を交えながらコミュニケーションを図り、また、SNSの交換などを行い、今後、個人的な交流に発展することが期待でき、有意義な時間を過ごすことができました。

#### (四) 農場視察

##### ① 大有力有機農場

有機栽培に取り組んでいる野菜農場でした。自然との共存・共生をテーマに、キュウリやトマト、キャベツ、ブロッコリー、



大有力有機農場にて

ヤングコーンなどを栽培しています。農場規模は大きく、十数人の従業員が定植作業を行っていました。

##### ② 古坑慈心農場視察

まだ、建設途中でしたが、直売所などを兼ね備えた観光農場でした。敷地面積も広く、池なども多数あるほか、犬やダチョウなどの動物も飼育されていた。日本とは違う自然に触れることができました。両農場の視察では、台中は雨量が少ないため、栽培の方法に工夫がなされており、

日本とは異なる農業について学ぶことができました。また、自然との共存・共生を考えた農業経営に取り組んでいると感じました。

#### (五) まとめ

今回の海外視察研修では、日本との文化などの違いはもちろんのこと、現地の人たちとの交流を通してコミュニケーション能力を高めることができ、日本では学ぶことができないことをたくさん学ぶことができました。参加した生徒達だけではなく、私たち引率教員にとっても有意義な研修となりました。今後、本校の農業の国際化や国際理解教育の推進に役立てていく所存です。

※執筆は、宮腰（総括）、石田（農業科学科）、

梅田（食品科学科）、須山（森林科学科）、斉藤（生活科学科）、今泉（海外）の各先生にご担当頂きました。

## モニター会議概要

当研究所では、現地の実態を的確に把握し業務推進に活かすため、新進気鋭の農業者に現地モニターを委嘱し、さまざまなお意見を伺っております。

昨年度につづき今年度も平成三〇年一月三〇日に札幌市内にて開催、現地モニターの方々と意見交換を行うことができました。

会議中盤に北海学園大学の宮入隆教授に「これからの北海道農協の取り組み課題―第二九回JA北海道大会を踏まえて―」との題目で講演をしていただきました。

以下その会議の概要を紹介いたします。

### 現地モニター（敬称略・五十音順）

- ・美瑛町 内田 達也  
（JAびえい販売部生産振興課）
- ・天塩町 宇野 剛司  
（酪農経営）
- ・新篠津村 大塚 早苗  
（有機野菜・畑作・稲作経営）
- ・美唄市 貞広 樹良  
（稲作・畑作・野菜経営）
- ・京極町 高木 智美  
（畑作経営）
- ・名寄市 中野 康則  
（稲作・施設野菜経営）

### 一般社団法人 北海道地域農業研究所

- ・副理事長 飯澤 理一郎
  - ・専務理事 伊藤 則明
  - ・常務理事 入江 千晴
  - ・事務局長 片岡 省二
  - ・研究部長 及川 敏之
  - ・研究次長 鷹田 秀一
  - 〈コーディネーター〉
  - ・顧問 黒澤 不二男
- ※北海学園大学 経済学部  
教授 宮入 隆

飯澤 皆さんお久しぶりです。

今年は日照不足や台風等の被害に遭い、米の作況は九〇と平成二二年産以来の「不良」となりましたし、酪農では地震とブラックアウトで大変な年であったかと思えます。

今年も蘭越で行われた「米ー1グランプリ」へ行ってきました。この天候を考えると北海道は厳しいだろう、都府県も高温障害で大変ではないかと覚悟して出しましたが、あにはからずや、非常に良いお米ができて



飯澤所長

いるということでした。皆さんのような非常に優秀な農家の方々は、こうした気象変動に対抗できるだけの知恵と力を持っていることを、その時私は確信いたしました。

本日は、今年の自然災害への対応、リスク管理の問題、あるいは、先日開かれたJ A北海道大会についてどのようにお考えになられているかを中心として、忌憚のないご意見をいただきたく思います。よろしくお願いたします。

黒澤 皆さんこんにちは。

平成三〇年度は春先の大雨や日照不足、相次いだ台風の影響、それから地震。場合によっては三重苦三重苦という方もいらっしゃると思います。その一方で、所長のあいさつにもありましたように、現地に行くとかかなり条件が厳しい中でも善戦しておられる人がいるというお話もうかがいました。北海道農業の底力は大きく、農業生産

も、一昨年のようなことはありませんけれども、かなり維持している部分がありますので、その辺り皆さん方の農場のお話を聞きできればと思います。

早速ですが、モニターの方々から「我が家の農業経営を振り返って」あるいは、「我が管内の組合員の方々の状況を振り返って」お話をしていただきたいと思えます。では、中野さんからお願いたします。

中野 名寄市はもち米の生産地で、私

ももち米を一〇ha作っていますが、今年はやはり悪いです。「はくちようもち」は反当たり八・五俵が平均ですが、今年は七俵少でした。六月が寒くてイネが分けつせず、そのまま育ったという感じでした。ミニトマトも日照不足の影響で、味や糖度はまあまあだったのですが、収量が落ちました。

地域では、地震で酪農家への影響が少し

ありました。もち米農家の場合は、収穫期で乾燥機が動いている時にトラックアウトになっていたら大変でした。もっとも、トラックアウトは特殊なことですし、二〇〇ボルトの乾燥機を動かすにはけっこうな発電機が必要です。水田農家が対策できることではないと思います。私は発電機を持っていなかったのですが、今年買いました。あるところはないところでは全然違います。

黒澤 そうですね。必ずしも乾燥機を動かすということだけではなくて、情報がカットアウトされるといってもありますからね。ありがとございました。

それでは宇野さん、お願いします。

宇野 天塩では一番牧草の刈り取りが六月あたれから始まりますが、今年はその時期に雨が降り続き、一番草が非常によくない状況でした。水分が非常に多く、おそ

らくほとんどの酪農家で普段の調製作業の分量ではない状態でした。うちではいつも五月終わりくらいから刈りはじめるので、一部は非常にいいものがとれましたが、草地が一〇〇ha以上あるので、六月で終わらず、七月に入ってから作業が続きまして、伸びた状態で、栄養価の低い草が多かったので、今年の冬の餌の管理の対策を考えなければ、乳量や価格に影響する状況にあり



宇野剛司さん

ます。

地域では高齢化に伴って離農がどんどん進んでおり、農協と組合員七戸が出資して農業法人を設立し、間もなく動き出そうとしています。四〇〇頭くらいの規模の口ポット牛舎を作っています。ただし、それに参加する組合員も後継者がほぼいません。八割方六〇代の酪農家なので、あと一〇年もするとその方たちも作業ができない状況になるわけです。その法人自体も今後作業員の不足をどうするかが大きな課題として残っています。また、地域の組合員五〜六戸でTMRセンターを作り、この冬から稼働します。離農で空いた乳量の枠や草地を少しでも使つため、TMRセンターや複数戸法人など組織的な対応が段々増えているのが今の天塩の状況です。

また、地震による被害はありませんでしたが、私のところではその後の停電によって一日搾乳ができませんでした。夜中に発



電機を手配して、翌朝からは搾乳できましたが、乳房炎が発生してしまいました。地域の酪農家も一日から一日半搾乳できず乳房炎が多発しました。

現在五〇頭ほど搾乳しており、徐々に乳房炎は治っていますが、未だに影響は残っています。乳房炎が完治するのはもう少し先と思います。乳質が悪くなった牛を淘汰した酪農家もいます。牛乳も、四日間乳業メーカーが動かず出荷できなかったため、実質四日分の牛乳が廃棄となり、かなり大きな損害になりました。

天塩には風力発電がかなりあるので、それが地域に回ればと思います。売電専用で地域に回せないという状況でした。その辺は今後対策してほしいと要望いたします。

黒澤 工場の受け入れ状況はどうでしたか。

宇野 幌延や豊富もそうですが、工場自体はおそらく二日目には通電したと思います。停電の影響で機械が誤作動したらしく、通電してもすぐには稼働できなかったと聞いています。そのために五日目の朝からようやく出荷開始という状況でした。

黒澤 乳房炎の影響は、当初マスコミ等でも大きく取り上げられましたが、その後たいしたことないという傾向の記事が多くなりました。しかし今お聞きすると、やはり尾を引いていることがわかり、ニュースでは報道されない、貴重な情報です。ありがとうございます。

では、次に高木さん、お願いします。

高木 春先に出荷するアスパラなどは去年より良かったのですが、その後の長雨の影響で、ニンジン・ダイコンなどの根菜類は打撃を受け、かなり悪かったです。湿

害としか言いようがないです。農協管内全体でも、イモは「男爵」が小粒であり、来年の種イモの確保が厳しい品種もあります。

地震があったのはちょうどニンジンの収穫・出荷の最盛期でした。共選施設なので、農家は困らなかつたのですが、共選施設の休止や、J Rやフェリーが動かなくなつた影響がありました。関東向けに日数がかつたため、向こうの暖かさでニンジンの品質が大きく低下してしまいました。産地の信頼にキズがついたのではないかと心配しています。

いま地域では、コントラを取り入れている段階で、ビートの収穫から始めているようです。バレイショの生産組合ではJ G A Pの取り組みが来年から始動します。参加する人たちは管理項目に沿って取り組み始めています。大手スーパーから「これからはJ G A Pです」と言われたようです。

黒澤 お話を聞いてみると、表面に出ない問題というのはたくさんありますね。経済産業省が中小企業等に「非常時に対応する経営を持続する仕組み」をそれぞれの企業で作るよう勧めています。このようなことを農業サイド・農場サイド、あるいは農協システムの工場や施設で綿密に取り組んでいる例はあまり聞いていませんでした。私は農業サイドでも一般企業に準じた形でこつした仕組みをもっと重視していくべきだと考えています。

それでは、貞広さん、お願いします。

貞広 私のところも作柄は良くなく、米・麦・大豆・ソバ全て昨年を下回っています。米は八品種作っていますが、収量はどれも七俵台でした。特に大豆が一番悪く、昨年の半分くらいでした。

私のところでは、四月に岩見沢農業高校の卒業生を新卒で採用し、半年ほど経ちま



貞広良樹さん

したが、一生懸命仕事を覚えてもらっているところです。当初、募集は男子で考えていましたが、女子からの応募となり、できるかどうかが心配しました。しかし、一通り経験させてみると、意外とセンスもあり、自分が初めて機械に乗った時よりも動じていないという印象も受けています。

通年雇用のため、冬期も今まで以上に仕事を確保する必要があります。うちでは冬に、味噌作りや米粉を使った体験を行って

いますが、それにプラスして、きちんとした商品として販売する商品開発も始めたいと思っています。

黒澤 人を雇った場合に、仕事を年間恒常的に準備することが経営者のこれから一つの課題でもあるとお聞きしています。農場作業だけではなく、加工部門のあるところは冬期間も仕事を作ることができます。そういう意味では、大変に良いかなと思います。

それでは、大塚さんお願いします。

大塚 私のところでは有機野菜を二五種類くらい作っていますが、その理由は、仕事のピークを均していくためです。スタッフはパートさんを入れると二五人ほどいますので、常時仕事配分し、忙しい時に夜中まで残業させることのないよう、仕事を平準化させるようにしています。



大塚早苗さん

また、今年のように天候が不安定だったときに、いい作物もあれば悪い作物もあって、トータルではまあまあだというように持っていくためもあります。

今年は一・五haくらいサツマイモを作りましたが、春の寒さで定植した段階で苗が大量に枯死するなど厳しかったです。ミニトマトが四二棟ありますが、例年暑くなる和高温障害が出るので遮光します。今年は八月も雨が多くて暑くないから、遮光も一週間くらいで取ってしまう状況でした。ミ

ニトマトはお盆くらいに収穫のピークが来ますが、今年は遅れて九月の一週目、二週目にピークが来ました。結果的には、ハウ又四棟増やしていましたが、昨年より一五%くらい良かったです。その代り、根菜類が厳しく、ニンジン、ジャガイモもダメだし、今言ったようにサツマイモも少し下がりました。お米もダメでした。皆さんと一緒にですね。

地域のことですが、新篠津は札幌圏というところもあって、比較的三〇代〜四〇代の後継者がいます。親世代が団塊の世代が多く、団塊世代のお父さん、お母さんと三〇〜四〇代くらいの息子さんの経営が多いです。その息子さんが結婚していないと、お父さん・お母さんが高齢化し、亡くなると結局息子さん一人になる所も地域で散見されています。そうすると、田植や稲刈りはどうするのか、という所が年に数軒出てきて、これから続出してくるのではないかと

いう状況です。それを考えると、人をさらに雇用していくのはこれからの時代難しくなってくると思います。新篠津村は稲作がほとんどなので、ドローンを使って施肥をするとか、GPSの付いた田植機を使うといった効率化を図っていく必要があると感じます。米の育苗を地域で共同で行っています。各家庭から二人ずつ人を出すとこの形で行っていますが、二人出せないところも多くなってきた、結局、うちのスタッフをたくさん出している状況になっています。

台風でハウス四棟全壊、ビニールや納屋の屋根・壁が飛んだり等の被害がありました。一番きつかったのが停電で、こちらは四日間続いたので、おそらく北海道ではかなり長い方でした。一〇〇ボルトの発電機はありましたが、業務用の冷凍庫・冷蔵庫がたくさんあり、そちらは二〇〇ボルトで、その発電機は持っていないで困りました。縁があって発電機を借りることができて大

事には至らずに済みましたが、その後すぐトラクターに付けて回す二〇〇ボルトの発電機を手当てしました。ハウスの開閉は全部電動ですが、開け閉めが最初スムーズに行かず、トマトが焼けてしまいました。それで一〇〇ボルトの発電機を三台にして、そいついつ時に困らないように対策しました。

黒澤 サツマイモは石狩北部や空知南部では最近増えてきています。暖地系作物で当初北海道には向かないと言われていましたが、今は非常にとれるようになっていきます。かなり耐冷性が高い品種を作っているのですか。

大塚 寒冷地用の品種があるのかどうかは分からないのですが、「紅あずま」や「紅はるか」、「玉豊」だとか、最近注目されている「シルクスweet」など六品種作っています。「安納芋」は厳しいですね。

積算温度が必要なので時間はかかりますが、茨城県あたりとそんなに変わらない量はとれます。

黒澤 それでは内田さん、JAびえい管内の状況だとか、気象災害対応等で特徴的なことをお願いします。

内田 管内では今年、一一、六〇〇haほど作付しており、農家戸数は七四〇戸ほどです。今年度の作柄は皆さんが仰ってい



内田達也さん

たとおり、畑作全般に収量減でした。麦については約三分の一の三、〇〇〇haくらい作付けていますが、計画対比で八割しか収穫できませんでした。小豆につきまして

も、半作、二俵台しかとれない状況でした。比較的良かったのはハウス、園芸作物で、個人差はありましたが、トマトについては、九州のトマトがまだ残っていた最初の頃は安くて心配しましたが、後半は単価が上がって、収量もそれなりにあったので、過去最高の売上高になりました。

スイートコーン、カボチャ、バレイシヨなど加工野菜が増えてきていますが、スイートコーンとカボチャ、ブロッコリーといった野菜が一番ダメージを受けました。

ピートやバレイシヨは「コントラクター事業」が動き始めています。バレイシヨでは、生産者が他の生産者の作業を引き受ける「生産者コントラ」で農協が収穫機を導入して作業を行う二つのパターンがありま

す。バレイシヨでは、農協がバリトロンという機械を昨年導入して、今年一二haの収穫作業を無事に終えています。

酪農家は二〇戸ほどありますが、停電時には農協が発電機を持っていましたので、全部貸し出して対応しました。しかし廃棄した牛乳もあり、満足な対応はできませんでした。農協では、発電機を持っていますが、個人で発電機を持っている所は小さいものしかなくて、生産者の方はまだそういうリスク管理は十分ではない状況です。生産者から発電機の購入に国が助成して欲しいという要望が一部あがっています。

※バリトロン(Varitron)：ドイツ・グリメ社 (GRIMME Landmaschinenfabrik GmbH & Co. KG) 製の大型自走式ハーベスター

黒澤 じつもありがとうございました。皆さん方からご紹介いただきましたが、この後、モニターの方々同士でご質問なり

ご意見等ありましたら、若干意見交換をしたいと思います。いかがですか。

中野 大塚さんから効率化の話がありました。私の名寄地域でも、三軒で一台ドローンを入れました。三軒に一台なので、今四台か五台くらい入っていると思います。

農薬散布に使っています。ワンフライトで一ha分くらいです。ドローンだと音も少ないし、安全装置がかなり進化しているのほぼ墜落しません。農薬散布量の無駄



中野康則さん

も少ないです。電池の性能が上がれば、これからドローンの普及は加速度的に進むだろうと思います。そのうちに直播とか、農薬、空散剤の進歩によって、今まで使えなかったような作物でもドローンでできるようになっていくと思います。ドローンは一人で一台動かしていますが、Youtubeなどで見ると、中国では二〇台を一度に飛ばして、スプレイヤーを使わずに全てドローンでやっているようです。一人で何一〇台も完全自動で動かして、次から次へと電池交換し農薬を補給していく。多分日本もそうこうふうになつていくと思います。

黒澤 稲作地帯でのドローンの利用について、貞広さんの美唄ではどうですか？

貞広 美唄ではそんなに多くは普及していませんが、何台かは入っています。まだヘリの方が多いと思います。でもこれか

らは増えるかもしれません。機械の値段もヘリよりだいぶ安い。でもバッテリーがけっこう高く、予備のバッテリーをたくさん買わなければならないと聞いています。

中野 充電しながらやっていますが、やはり間に合わない時があります。急速充電でも間に合わなくて、充電待ちで一五〜二〇分かかる。ただそれも「全固体電池」というのができると、ほぼさういふことは解消されると聞いています。今、リチウムイオン電池の次の世代のものを使っていますが、電池の問題は今後五年以内に解消されると言われています。

黒澤 「スマート農業」は想定よりもずっと早く拡大しています。最近のGPS利用の農機具も、道の農政部の調査では右上がりでものすごい角度で伸びています。だいたい一〇、〇〇〇台に近いくらいのが

二九年度の数値ですが、実質はもっと多いのではないかと感じています。

内田 個人で何軒かドローンを買った人の話は聞いています。あとは、Googleマップのような、我々農協職員が畑の状況がわかるようなものもあつたら良いと、個人的に思います。

黒澤 農協業務の改革にもなりますね。地域農研の調査課題で色々な農協を回ら



黒澤顧問

せてもらいましたが、農協の営農相談の担当の方が端末を持って、農家の圃場も全部見られるような、個人情報もみんな入っているタブレットを持って歩くような時代になってきています。かなり進んできているなという感じがします。

宇野さん、何かご意見は？

宇野 酪農に関して「スマート農業」では、私はFarmnoteというアプリを携帯で使っています。何社かそういうメーカーが出てきて、携帯で牛の管理ができます。牛の授精履歴などを一回一回見に行く必要がなく、携帯で今の状況を全てすぐに管理できています。授精・受胎したとか、発情があったとか、全部登録しておけるので、記入漏れもなくなりました。酪農では、そういう管理の仕方が非常に普及しているのを感じます。機械的、ハード的なものはロボット搾乳くらいしかないですが、頭数

が多ければ多いほど、1丁の導入に対するうまみが非常に高くなってきているのは感じています。

黒澤 お話をうかがっていると、新しい先端テクノロジーについて対応できる農家の方々も増えてきています。デジタルデバイス（情報格差）のように、使えない農家とものすごく階層分化している気がするのですが、高木さんのところではどうですか。

高木 実は一緒に営農している義父が入院したため、今年の小麦の播種を私が三分の二ほど行いました。うちもGPSを入れていますが、それがあることによって私でも、女性でもできる、経験者じゃなくてもできるというのが、すごく大きな利点でした。ようてい農協では去年三か所にGPSの基地局を設置し、ホクレンのサーバー



高木智美さん

から補正データを農家さんに提供しています。スマホで受けられるようなフリーソフトを入れていて、格安で利用できます。今回のブラックアウトでサーバーがアウトになると、それを利用している人は全員使えず、それで手動でやりました。

黒澤 「サーバーがダウンする」という話に関連して、この間のブラックアウトの時、例えば工場が動かなくなるといったハードの部分だけではなくて、携帯電話も、

本体は電源があってもサーバー自体の電源が損傷を受けたら、全部ダメですよ。デジタル機器に完全に依存していて、それがダウンしたら大変なことになる。急に手作業系に切り替えるといっても、それは上手くないですよ。

高木 「あくまでも補助器具」という考えでないと、完全に頼り切っているとダメだのように思います。メーカーもそこはもっと強く「あくまでも補助ですから」と言っていた方がいいと思います。

黒澤 大変に興味・関心のある話になりましたけれども、宮入先生の講演の時間になりましたので、いったんこの意見交換の場を中断いたします。

【宮入教授の講演後に座談会を再開】

黒澤 北海道農業の現況と課題、農協と地域の住民、そして農協組合員の制度と、多様な視点から明確な分析をしていただきました。今まではあまり粗上になかった准組合員が、これからの農協の性格を考えていく場合には避けて通れないもので、それを積極的に取り入れて農協の活性化や北海道農業に役立てていくべきだという意味合いで、どちらかという今までは比較的論点が注がれてこなかった部分にも目の当たって論議すべきだ、というご提言でした。多様な側面で明確な分析をしていただきましたので、大変に有益な勉強になりました。ありがとうございます。

いま宮入先生からご提言いただいたことについて、モニターの方々から、「質問した」「確認した」ということを出して

ただきたいと思います。

高木 地域別に見ると後志管内の准組合員数は全道的には低い方ですけれども、京極町は本当に少ないと思います。正組合員さんと准組合員さんで出資金の多い、少ないなどの差はあるのですか。

また、この「JA北海道大会」は各農協の組合長さんも出席されているのでしょうか。このような話は組合長レベルが知って、農協職員の方にもしっかり伝わっていないといけないと思いました。

黒澤 最初の質問は正組合員の資格要件や出資金などについての質問が第一点。それから第一点目として、農協運営の責任者である組合長や役員と、農協職員の方々のこの問題についての認識と関与についての質問だったと思います。まず第一点目、宮入先生お願いします。

宮入 各農協でそれぞれ正組合員としての資格要件や正組合員・准組合員の出資金の最低出資額や上限が決められています。



宮入 隆教授

黒澤 二つ目の質問である役員とか組合員の方々、役職員の方々のJA大会に関する認識の部分については、入江常務から説明してください。

入江 大会へは理事・監事さん、幹部職員の方が参加しています。全部で二、四〇〇人くらいではないでしょうか。



入江常務

議案の組織討議は、農協の理事会で意見を聞いていると思います。生産部会長や青年・女性部の集まりに降ろして意見を聞くJAもあるでしょう。

「所得の二割アップ」や「五五〇万人のサポーターづくり」は三年前の大会決議を引き継いでいます。前回の大会を踏まえてそれぞれの農協の総会資料にそのことが大みだしとして書きこまれ、各農協の色々な事業が項目別に書かれていると思います。農協の総会資料で具体化をされていると思

います。

黒澤 組織討議をする段階では「主要な柱建てについては意見を下さ」として質問様式なんかも配られています。どの程度一般組合員の方が認識されているのか。内田さん、農協職員として、農協大会についての認識と、仲間内でざくばらんに議論になっているようなことがあれば、ご紹介いただけますか。

内田 今回の大会の内容については、まだ認識しておりませんでした。前回大会の「所得二〇%アップ」については、販売部で直接取引を増やし、手数料等をかけないで生産者に還元する取り組みを行っています。

黒澤 ありがとうございます。  
重要な話なので、モニターの方々が准組合員の方々に対してどのようなお考え、認

識をお持ちか、一人ずつ簡単にお願ひします。

貞 広 農家をやめた人が引き続き准組合員になるといふイメージを持っています。

黒 澤 大塚さん、どうですか。

大塚 新篠津はわりと、旦那さんが正組合員で奥さんなどが准組合員というイメージが強いです。うちは両親や私も夫も正組合員です。出資金の関係だと思っんです。「正組合員になりましょう」という働きかけがあって、農協に出資して欲しいんだと思っていました。

黒 澤 中野さんはどうですか。

中野 定期預金のキャンペーンをする時に、一般の人に対して「准組合員になり

ませんか」と働きかけていて、金融関係の利用のため准組合員になる人が多い印象があります。

黒 澤 宇野さんはどうですか。

宇野 私のところも奥さんが准組合員というイメージです。入っている所も入っていない所もありますが。法人化している所は全部組合員です。

黒 澤 なるほど、わかりました。

宮入先生が提起して下さったように、農業者の暮らしと生産を守るといふ意味では、どれだけ理解者を増やすかが最大の眼目になっているので、いすれにせよ准組合員の方々と正組合員の方々が手を結んで、地域の人たちと、住民意識の部分も共闘しながら活動を活発化することの必要性は皆さんにご理解いただけたのではないかと思います

す。

次に、外国人の技能実習生について、皆さん方から質問なり地域の現状なりでありましたらお願いします。

大塚 昨日のテレビの報道番組の特集

で、ベトナムの日本語学校の人たちが、□々に「私たちは韓国に行きたいんだ」と言っているのです。韓国は「技能実習生」ではなくて「労働者」として受け入れていくから、転職もできるし貰う給料も多いのです。日本では技能実習生として入れているから、受け入れ機関に、農家がお金を払わなくてはいけないので、そんなに給料を上げられません。韓国ではそういう中間機関がないから、たくさんお金も貰える。転職が三回まで認められているから、韓国の受け入れ先の中でも競争が働いていて、より良い受け入れ態勢にしようとしている。これはいすれ日本は他国との外国人実習



生の獲得競争に負けてしまつのではないかと感じました。そういう問題を含めて、日本の法律を変えて、先ほどのオペレーターの話もエンジニアとして外国人の方に頼っていくとか、そういうことが必要ではないかと思ひます。

また農協の役割として、農福連携や地域間の連携を農協の力で何とかならないかと思ひます。農家が直接障害者の方を雇用するのは難しいと思ひます。静岡県に農福連携ですごく成功している農業法人がありますが、「特例小会社」というものを大手の商社と連携して作っています。大きな会社は「二%まで障害者を雇用しなければならぬ」という法律があります。大きな会社ですと、二%でもかなりの人数になります。

伊藤忠商事で特例子会社を作り、会社の中の障害者の人たちを集め、取りまとめめて法人に派遣しています。その農業法人と伊藤忠商事で直接やりとりしてその特例子会社

を作りましたが、こういうことを農協ができた方がいいのではないかと思ひます。

地域間の連携では、小清水が西宇和（愛媛）と人のやりとりをしています。この間聞いた話では、北見も沖繩と一緒に冬季と夏季の人のやりとりをしているそうです。

沖繩と北見では規模が違いすぎるため、結局北見からは人は行つたが、沖繩からは来なかつたとのことでした。大規模な農家がたくさんいる九州など、対等にできる規模同士の所でやらないとだめなのかなと思ひます。「住む所はどうする」とか色々な問題があつて、そういうことを農協に取り組んでいただければと思ひます。

黒澤 小清水の農業労働力不足を愛媛から人を呼んでカバーするというレベルでは全然ありません。ただ、試行システムとしてそれが今立ち上がり、しかも関わっている生産者の方も農協職員の方も、非常に

良い評価をしている。単に労働力を補充し合うということではなくて、相互に農業者としての知見レベルを高める、という意味で非常に有効なシステムです。新たな農協間の広域連携のチャレンジとしていい事例ではないかと思えます。

また、広域連携というのは必ずしも職員と農家の連携だけではなくて、例えば雇用労働者、「アルバイター」と府県で言われていますが、アルバイターが北海道、愛媛、沖縄、長野と点々と回る。その時に農協なり地域の関係機関が、そういう人たちをサポートすることはできないか。その役割を果たしているのが富良野のアグリプランで、愛媛の西宇和と連携してやっています。お互いに地域の農業を発信するという材料になると思えます。

宮入先生の提起の中に色々なお話があったて、農協がなくなれば地域が消滅するという、府県とは違った形で北海道の農協の意

義・役割は大きなものがあると思えます。

その中で北海道は更に、単協機能で負えない部分を地区連が機能を果たしていると思えます。北海道は連合会組織もしっかりしていますから、日本の農協のあるべき姿の先陣を切っていると、私たち農業関係者は誇っているのではないかと思います。

色々な意味で先生から貴重なご提起をいただいたということで、この意見交換会を終えたいと思います。

伊藤 一言お礼を申し上げます。

モニターの皆様、宮入先生には貴重なご意見をお聞かせ頂きました。誠にありがとうございました。ありがとうございます。

JA大会の決議をふまえた皆様からの貴重なご意見をいただき、また厳しい状況下でも皆さまが前向きに営農されていることを改めてお聞かせ頂きました。このことを踏まえながら、私どもこれからも皆様の元



伊藤専務

気を継続してお伝えしていきたいと思えます。

モニター会議 講演

# これからの北海道農協の取り組み課題

## ―第二九回J A北海道大会をふまえて―

北海道大学 経済学部 教授 宮 入 隆

### はじめに

北海道大学の宮入です。

本日の話は、サブタイトルで「第二九回J A北海道大会をふまえて」としていただきます。今年の大会のメインテーマは、「五五〇万人と共に創る力強い農業と、豊かな魅力ある農村」という二段構えの構成を変えています。前回大会以降、実践フォーラムを積み重ね、地域の取り

組み状況の点検・確認をし、今回の決議の目標設定に生かされており、より実質化に向けた取り組みに力が入られています。

また、今回大会で大きく打ち出したのが、「次代につなげる協同組合の価値と実践」であります。北海道は農業でしっかりやってきているが、プラスアルファ、時代の変化の中で自分たちの協同組合のスタンスをどう捉え直していくのかとい

うもので、J Aグループとして非常に大きな決意表明であると、私はとらえています。

本日は、地域社会、地域農業の変化の中で農協に求められていることのうち、多様な担い手支援の展開について前半で話します。担い手は単に農業者だけでなく、従業員など雇用者の労働力も含めた総体で話させていただきます。後半では准組合員対策の現状と今後のあり方に

宮 入 隆 (みやいり たかし) 氏



<略歴>

- 2005年 北海道大学大学院農学研究科博士後期課程修了  
農学博士
- 2008年 秋田県立大学生物資源科学部 助教
- 2013年 北海学園大学経済学部准教授
- 2016年 同 教授
- ※日本農業経済学会、日本農業市場学会、日本フードシステム学会、  
日本流通学会などに所属している。

<著書>

- 『北海道から農協改革を問う』（共著）筑波書房 2017年
- 『北海道北部の地域社会—分析と提言』（共著）筑波書房 2008年
- 『北海道農業 担い手育成の最前線 熱意と知恵が育てる新農業人』（共著）北海道協同組合通信社 2010年
- 『はじめよう！科学技術コミュニケーション』（共著）ナカニシヤ書店 2007年



ついで、地域との関わりも含め、  
具体例を示しながら説明させてい  
ただき、最後にまとめの話をした  
いと考えています。

北海道農業の変化と農協の役割

— 新たな集团的生産力の

発揮と農協組織・事業の課題 —

まず、キーワードとして言いたいのは、「集团的生産力」という考え方です。物事の取り進めは、個別完結型に整理されるわけではなく、むしろ組織的な取り組みが主流です。農協の多様な役割を主張していくには、この「集团的生産力」の発揮という土台の上に、農協の組織や事業の課題をとらえていく必要があります。大会の決議事項にも協同の力であるとか、協同活動の実践など、キーワードに出ています、それを意識的にこれから目指していく必要があると思っています。

■主要農業地帯の

規模格差の拡大

基本的な事項を確認します。まず規模

拡大が進んでいるというのは戸数が減っているということですが。一九九五年はとも大事な年で、WTOができて日本国内でグローバルゼーションという言葉が本格的に使われ始めました。グローバルゼーションへ突入して二〇年間で販売農家は五割減、正組合員数も四割減、平均規模としては一〇ヘクタール増です。

農家は減っているが個別経営の規模を拡大しながら地域農業の維持発展をしてきました。将来的には販売農家数は二・五万戸まで減ると予測されています。

その時農協組合員は何人残るのか、経営主だけが組合員だけでいいのかという問題は必ず出てきます。

図2では酪農は天北と根釧、畑作はオホーツクと十勝、稲作は上川、空知、石狩の規模別経営体数の比率です。これを見ると、経営規模は稲作地帯・畑作地帯・酪農地帯で大きく異なっていることが確認できます。そのため、それぞれの

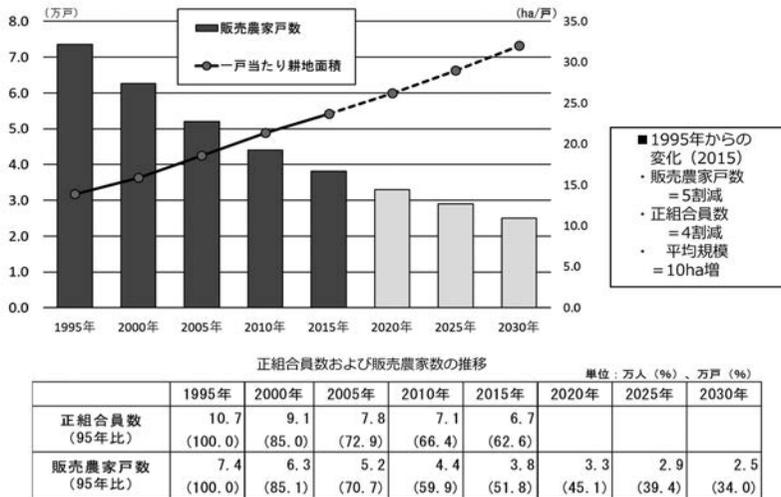


図1 販売農家および一戸当たりの平均耕地面積の推移と予測

資料：北海道立総合研究機構農業研究本部「2015年農林業センサを用いた北海道農業・農村の動向予測」

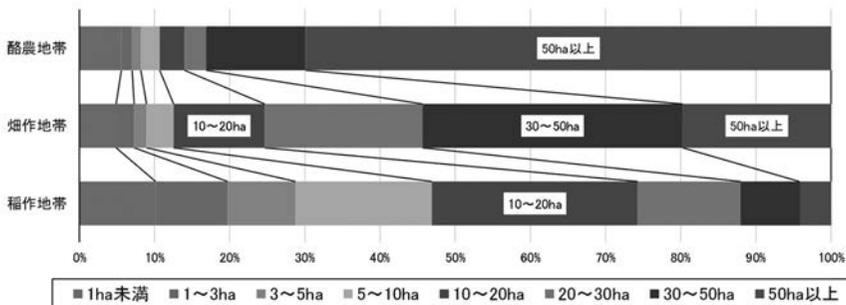


図2 経営耕地面積規模別農業経営体数の比率 [2015]

資料：農林水産省「農林業センサ」より作成

地域の課題も異なり、オール北海道と言いつつ、北海道一本で課題解決を考える状況にはない。それほど規模格差は広がっている状況です。

今年、学生を連れて十勝の芽室町へ行ってきましたが、そこでも規模拡大は進んでおり、小麦の過作傾向が現れています。教科書的には畑作四品の輪作をしていますといいますが、現実的には、規模拡大した農家では無理で、てん菜や馬鈴薯よりも小麦、大豆の作付比率が高くなっています。このままではいけないという危機意識を持っている人もいますが、家族経営の範疇を超えた規模拡大は輪作体系を困難にします。もっと深刻に捉えたほうがいいと思っています。スマート農業など技術的な効率化の話はありますが、根本的には農法的なところから見直しが図られるべきではないかと思えます。九州大の磯田先生の二〇一六年の本に、アメリカ農業は不耕起プラスGM・精密

農業によるギリギリの地力・表土維持という状況にあり、農法的には後退しているということが書かれています。そうならないよう、北海道は、過度の新技术への期待だけではなく、農法的発展の視点を持つことが重要であります。地力維持、雑草防除、連作障害の回避という三つを組み合わせた中で輪作体系はできたわけですが、これをもう一回地域的に捉え直す必要があると考えています。

### ■経営状況が後継者の有無に直結

稲作地帯でも、規模拡大に対応し、省力化のための直播、飼料作物の多収技術、試験場の品種改良など様々な取り組みが行われてきています。札幌近郊の南幌町も戸当たり規模が大きい方ですが、コスト削減、効率化で収益を上げていくという産地方針を取っています。農協主導で全農家が使いやすい技術の導入を目指し

ており、そのひとつに、農協と役場が出資して設置したGPS基地局があります。高い精度の自動操舵は、農業機械操作に慣れていない人も含めて、かなり大きなインパクトがあると言っていました。北海道では個別に導入するのではなく、まず地域において皆でその技術の使い方を考えながら導入していくことが大事だと思います。

畑作地帯、酪農地帯、水田地帯も大きく変わってきています。明確に後継者の有無も変わってきています。ここ数年みると全ての経営形態で収益状況は良くなっています。後継者の有無では、稲作地帯は平均を下回り二割以下、畑作地帯が約三割、酪農地帯も三割弱であります。規模拡大してそれなりの所得向上した経営では後継者もしっかり確保できているといえます。

非中核地帯は一番大変な状況になっていくであろうし、地域格差がそのまま担

表1 営農類別の状況と後継者有無

営農類型別の農家経済状況 [2013年]				農業後継者の有無別農家数 [2015年]		
	水田作	畑作	酪農	販売農家戸数	うち同居農業後継者がいる	
農業粗収益 (万円)	1,436	2,885	6,502			
農業所得 (万円)	498	851	999			
農業経営費 (万円)	938	2,034	5,503			
農業所得率 (%)	34.7	29.5	15.4			
労働時間 (時間)	2,607	3,718	7,953			
農業労働1時間当たりの所得 (円)	2,090	2,683	1,427			
資料: 北海道農政部編「北海道農業・農村の動向」より作成						
営農類型別の農家経済状況 [2015年]				農業後継者の有無別農家数 [2015年]		
	水田作	畑作	酪農	販売農家戸数	うち同居農業後継者がいる	
農業粗収益 (万円)	1,654	3,511	7,593			
農業所得 (万円)	601	1,147	1,613			
農業経営費 (万円)	1,053	2,364	5,980			
農業所得率 (%)	36.3	32.7	21.2			
労働時間 (時間)	2,604	3,720	8,078			
農業労働1時間当たりの所得 (円)	2,572	3,570	2,313			
資料: 北海道農政部編「北海道農業・農村の動向」より作成						

地域	販売農家戸数	うち同居農業後継者がいる
稲作地帯	上川	6,606
	空知	6,641
	石狩	2,359
	小計	15,606
畑作地帯	十勝	5,423
	オホーツク	4,306
	小計	9,729
酪農地帯	根室	1,341
	釧路	1,153
	宗谷	698
	小計	3,192
その他の地域	9,559	1,683
全道計	38,086	8,147

資料: 農水省「農林業センサス」より作成

い手の確保にも影響する状況です。その中で、地域全体で新たな担い手を受け入れる取り組みも、農協主導、あるいは組

経営が後継者の有無に直結  
 ⇒畑作>酪農>稲作>非中核

〇%が放牧酪農経営です。酪農経営の二割を占める一四戸は二〇〇〇年以降の新規参入者です。生乳生産量の維持だけを

合員自ら委員会を作り行われていま  
 す。例えば釧路管内の農協では、後  
 継継承を考えている酪農家も集まっ  
 た上で、新しい担い手が来たら誰の  
 ところが一番いいのかというマッチ  
 ングを自分たちで考え、地域に慣れ、  
 根ざすまでを手厚く面倒をみる取り  
 組みが行われています。また、この  
 地域内でうまくマッチングできな  
 かった場合、釧路管内の他の地域に  
 入ってもらいます。このような担い  
 手受け入れの広域連携の取り組みは、  
 他の地域でも見られています。  
 もう一つ重要なことは、多様な担  
 い手の存在です。このことを感じた  
 のは、今年訪問した足寄町の酪農経  
 営です。足寄町では放牧酪農がかな  
 りの数で存在しており、組合員の四

見れば、大規模な施設型酪農という考え  
 もありますが、放牧酪農をやっているの  
 で新しい人たちがどんどん入ってくるそ  
 うです。たとえ生乳価格はよくても、生  
 乳生産量を維持するためには担い手が必  
 要です。東京出身の就農者の一人は、自  
 分は外から入ってきたが、仮に息子が継  
 がないと言えば他の人にそのまま居抜き  
 で渡すとおっしゃっていました。天北で  
 もそのような考え方の人が増えてきたと  
 聞いています。地域において、効率化と  
 か大規模な形態の農業しかないとなれば  
 新しく人は入ってきにくいものです。有  
 機農業であったり、様々な経営スタイル  
 があることで、幅広い層の人を取り込み  
 やすくなると思います。多様な経営を確  
 保するというのは、そういう意味で非常  
 に重要ではないかと私は思っています。

■農業経営の最大課題

「労働力調達」

今、農業で最大の課題は労働力確保で、私もその一環として外国人技能実習生の問題を検討するようになりました。表2でわかるとおり、基本方向は「臨時雇い」から「常雇い」へシフトしており、その要因は、地域内の出番さんなどの労働力の減少です。地域外からの人材確保が広がっていけば、それが海外からの人材導入にもなっていくきます。

農業構造の変化は、家族経営の範疇を超えた展開をみせており、ひとつは、規模拡大であり、一方では、野菜、施設園芸など労働集約的農業の拡大です。地域によって、担い手不足より労働者不足が顕著であり、労働力供給は過疎化、人口減少により外からに頼らざるをえない状況です。その結果として、農業現場への外国人技能実習生はもう二〇〇〇名を超

え、この五年間で一〇〇〇名以上増えています。北海道の常雇いの数が二〇一五年で二万三千人ほどです。二〇〇〇人程の外国人技能実習生が入っているということ、常雇いの一〇％弱くらいは外国人労働者ということ、です。

表2 農業経営体における雇用労働力の推移 [北海道]

単位：経営体、人、人日、%

	農業経営体総数	雇用者			常雇い			臨時雇い(手伝い等を含む。)		
		雇い入れた経営体数	人数	延べ人日	雇い入れた経営体数	人数	延べ人日	雇い入れた経営体数	人数	延べ人日
実数										
2005年	54,616	24,785 (45.4)	206,444	<b>5,775,524</b>	3,200 (5.9)	13,069	2,752,429	23,405 (42.9)	193,375	3,023,095
2010年	46,549	25,210 (54.2)	214,028	<b>6,882,542</b>	4,647 (10.0)	17,793	3,651,404	23,598 (50.7)	196,235	3,231,138
2015年	40,714	21,028 (51.6)	156,667	<b>7,209,663</b>	5,804 (14.3)	23,296	4,772,315	18,678 (45.9)	133,371	2,437,348
比率										
2005年	-	100.0	100.0	100.0	<b>12.9</b>	<b>6.3</b>	<b>47.7</b>	94.4	93.7	52.3
2010年	-	100.0	100.0	100.0	<b>18.4</b>	<b>8.3</b>	<b>53.1</b>	93.6	91.7	46.9
2015年	-	100.0	100.0	100.0	<b>27.6</b>	<b>14.9</b>	<b>66.2</b>	88.8	85.1	33.8
増減率										
10/05年	-14.8	1.7	3.7	<b>19.2</b>	<b>45.2</b>	<b>36.1</b>	<b>32.7</b>	0.8	1.5	6.9
15/10年	-12.5	-16.6	-26.8	<b>4.8</b>	<b>24.9</b>	<b>30.9</b>	<b>30.7</b>	-20.8	-32.0	-24.6
15/05年	-25.5	-15.2	-24.1	<b>24.8</b>	<b>81.4</b>	<b>78.3</b>	<b>73.4</b>	-20.2	-31.0	-19.4

資料：農林水産省「農林業センサス」より作成

表3 外国人技能実習生の受入状況 [道内]

単位：人(%)

	食料品製造業	農業	建設関連工事業	衣服・繊維製品製造業	漁業	一般機械器具製造業	金属製品製造業	その他製造業	その他	合計
2011年	3,254 (65.9)	<b>1,397 (28.3)</b>	15 (0.3)	112 (2.3)	10 (0.2)	47 (1.0)	86 (1.7)	4 (0.1)	14 (0.3)	4,939 (100.0)
2012年	3,261 (65.4)	<b>1,410 (28.3)</b>	49 (1.0)	160 (3.2)	13 (0.3)	49 (1.0)	8 (0.2)	6 (0.1)	32 (0.6)	4,988 (100.0)
2013年	3,332 (64.8)	<b>1,479 (28.8)</b>	80 (1.6)	200 (3.9)	19 (0.4)	0 (0.0)	10 (0.2)	0 (0.0)	22 (0.4)	5,142 (100.0)
2014年	3,245 (59.9)	<b>1,654 (30.6)</b>	176 (3.3)	231 (4.3)	31 (0.6)	42 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	34 (0.6)	5,413 (100.0)
2015年	3,608 (58.1)	<b>1,868 (30.1)</b>	261 (4.2)	241 (3.9)	57 (0.9)	32 (0.5)	10 (0.2)	23 (0.4)	112 (1.8)	6,212 (100.0)
2016年	3,865 (55.9)	<b>2,155 (31.2)</b>	375 (5.4)	218 (3.2)	111 (1.6)	2 (0.0)	28 (0.4)	7 (0.1)	156 (2.3)	6,917 (100.0)
2017年	4,848 (57.0)	<b>2,441 (28.7)</b>	711 (8.4)	135 (1.6)	160 (1.9)	7 (0.1)	17 (0.2)	10 (0.1)	173 (2.0)	8,502 (100.0)

資料：北海道経済部「外国人技能実習制度に係る受入状況調査(各年次版)」より作成

表4 農業分野の受入動向  
職種・作業別技能実習生数 [2017年道内農業分野]

	耕種農業				畜産農業	酪農				合計
	施設園芸	畑作・野菜	果樹	酪農		肉用牛	養豚	養鶏		
実習生数(人)	1,094	796	298	0	1,347	1,226	18	29	74	2,441
構成比(%)	44.8	32.6	12.2	0.0	55.2	50.2	0.7	1.2	3.0	100.0

資料：道庁資料より作成

地域別技能実習生数 [2017年道内農業分野]

	上川	十勝	オホーツク	根室	釧路	その他	全体
実習生数(人)	418	378	286	278	237	844	2,441
構成比(%)	17.1	15.5	11.7	11.4	9.7	34.6	100.0

資料：道庁資料より作成

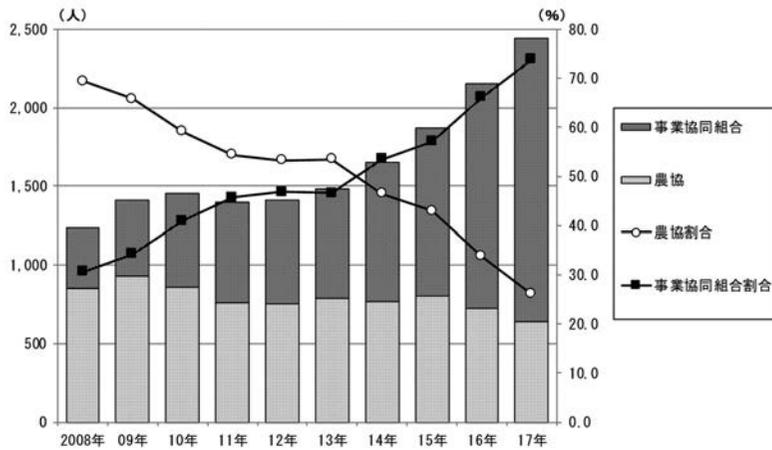


図3 監理団体別にみた受入動向

さらに言えば、外国人技能実習生は、まんべんなく各地域に入っているわけではなく、集中しているのは酪農であり、五割強を占める。次は野菜を中心とした

園芸分野です。そのように多くの外国人技能実習生を入れていくところでは、労働力としてなくてはならない存在になっています。新たな在留資格の制度見直し

は、外国人労働者をより導入しやすくするという要望の結果でもあります。北海道農業を維持していくためには、労働力問題は喫緊の課題として捉えなければいけない状況なのです。農業分野での外国人技能実習生についての不正等の問題は、北海道ではあまり起きていませんが、それは、農協が監理団体となり受け入れてきたという要素が大きいと思います。しかしながら、現在は、事業協同組合経由が多くなっています。これまでは、農協が営農指導の一環として行なってきましたが、非常に手間がかかるため、ビジネスとして外国人技能実習生を送り出す機関にまかせるところが増えてきています。オホーツクの酪農地帯では個別経営の規模が大きいこともあり、東京の監理団体も使っていて、より状況は変わってきています。

## ■農協の作業支援への期待

単に労働力斡旋というだけではなく、農協が実施する作業支援への大きな期待が高まり、重要な意味を持ってきています。例えば十勝管内の農協では、コントラクター事業の需要増に対し、コントラクター事業の需要増に対し、コントラクター事業に設置し、雇用条件を改善して全オペレーターを正職員化して、人材確保に取り組んでいる事例もあります。規模拡大のなかで多様な人材確保というのは担い手だけではなく、農協へ依存する部分も多くなり、各農協の人材を総合的にどのように確保していくのかということになりつつあります。

農業労働に関連する人たちの地位向上についても、合わせて考えていかなければならない時代になってきていると思います。一方、企業的経営を実践しているところも同様であり、法人での雇用対策は非常に進展してきています。富良野のスイカ

生産を主とした農業経営の例ですが、二〇〇八年に法人化し、若い正社員をたくさん雇用しています。従業員を雇用する場合、年間を通じた仕事量の確保が、もっとも大事であります。この法人では、夏場は存分に働いてもらいますが、一月、二月は給料を払いながら休んでもらい、スキーを楽しむなど、自分たちのライフスタイルを実現したい人達も正社員になっているとのこと。常雇いの人たちの雇用のあり方には、仕事をちゃんと準備し、給料を払った分だけきちんと働いてもらうということが基本でしょうが、従業員の人たちのライフスタイルや考え方を尊重し、若い人を呼び込み地域を活性化していくという大きな視点も含めた柔軟な捉え方での雇用確保のあり方の一例ではないかと思えます。

これからの農村というものを考えた場合、農家だけでは成り立たない時代になってきており、従来の「農家」と「非

農家」という捉え方から、法人従業員、酪農ヘルパー、コントラクター等の「農業労働者」も農業の仲間として組み入れ、「農家」「農業労働者」「農外」というという視点で地域農業を考えていくべきだと思います。場合によっては、地域農業振興計画も農家中心だけではなく、まとめ方も必要になってくると思います。そう捉えた場合、農業労働者の身分保障や地位向上はもとより、准組合員として協同組合の仲間としていくことも、資格要件上の判断もありますが、今後必要なことではないかと私は考えています。

### 准組合員対策の現状と課題

― 正・准組合員の相互理解に  
基づいた協同を目指して―

次に「准組合員対策の現状と課題」についてですが、私はこの問題は、准組合員に働きかけるだけではなく、正組合員

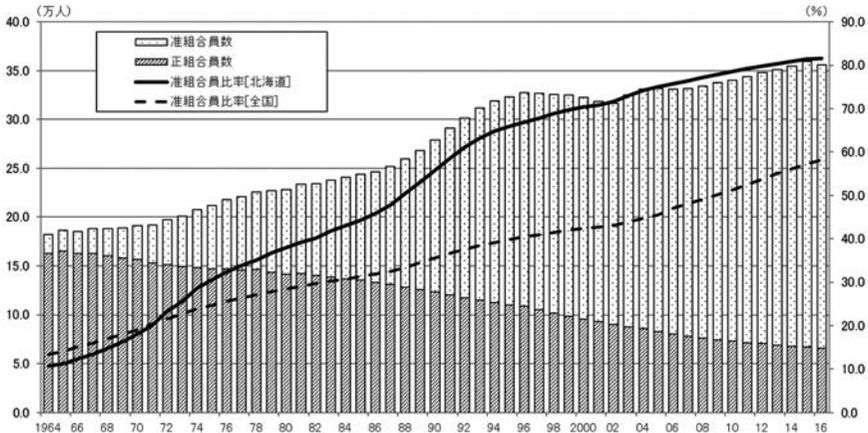


図4 准組合員比率

の人たちにも理解してもらおう必要があり、正・准両方の組合員の相互理解に基づいた協同を目指すべきだと思っています。北海道は農業が主体と言いつつも、気づいてみたら地域住民の三分の一、世帯数でみた場合は七割が准組合員というところもあるわけです。組合員数に占める准組合員比率が八割というのは、全国的にみても突出して高い比率です。「准組合員の問題は北海道には関係ないので」という方も結構いますが、逆に北海道こそ一番大事な問題といってもいいのではないかと思っています。

人数的には都市部で准組合員が多く、信用、共済を中心とした事業利用と考えられますが、それでも全准組合員二九万人の半分です。振興局別に見れば、宗谷は准組合員が九〇%を超えています。正組合員は減ってきていますが、地域の人たちは准組合員として農協を利用してくれている人達が多いわけです。この人た

ちを単なる利用者としてみるか、仲間として捉えていくのか、そういったことも考える必要があります。

郡部、非中核地帯、へき地、沿岸部が多い北海道では、農協が行っている多様な事業が大事なのです。そう簡単に准組合員利用規制とはならないであろうし、どのような利用形態であろうと、農協の准組合員になってもらったからには農協にも責任があると言わざるを得ません。

これまでの准組合員の増加要因は、「離農者の准組合員化」「地域インフラとしての役割の高まり」もありますが、「事業利用の促進と員外利用規制の順守」が上げられます。二〇〇三年頃から員外利用規制を受けて、既存の員外利用者を准組合員化してきたことによるものです。規制により准組合員になってもらったのに、今度は准組合員にも利用規制とは、あまりにも理不尽であると思いますが、そう言いつつも、八〇%と高い

北海道の准組合員対策は、本州と比べて相対的に遅れてきました。もともと農協を利用していた人たちを准組合員化したわけで、何か対策を取ることとは考えてこなかったわけです。気づいたらすぐく増えてしまったという状況で、農協としても利用者以上の役割を期待してこなかったのも事実です。正組合員の人たちにとっても仲間という意識は薄かったかもしれません。

## ■正組合員に近い

### 准組合員の事業利用と評価

これまでの北海道の准組合員問題は、どちらかといえば生活事業などの利用の場をどう維持していくのかというところに重点がおかれ、共益権という形で准組合員にも運営参画してもらうという考えはなかったと思います。一方本州では、運営参加型に取り組む事例が見られてい

ます。

准組合員対応の一つの考え方の参考となるもので、ある農協の総合事業利用に関するアンケート調査から見えてくる事例があります。正組合員、准組合員、員外それぞれでの農協の事業利用を傾向分析したのですが、正組合員と准組合員の事業利用は傾向として似ており、員外の利用状況と異なっておりました。准組合員に意識的になつてくれている人は、正組合員に近いところに位置しており、利用の仕方や事業に対する評価も近い存在であるということです。」准組合員は単なる利用者だった」という判断にはとどまらない分析結果でした。

また、JAグループで実施した正・准組合員へのアンケートでは、准組合員は総合事業として維持して欲しいし、准組合員利用規制には反対すべきだという回答が多いと聞いています。利用者としては当然の結果ですが、農協はこの人たち

の気持ちに伝える責任があります。一方、正組合員では、農協の総合事業は維持すべきという回答割合は准組合員よりも低く、農業関連事業に特化またはどちらともいえないという回答が三割ほどあり、准組合員利用規制反対についても五割ほどであったと聞いています。この結果は、単に准組合員に働きかけるだけではなく、正組合員にも総合事業や准組合員の重みというものを伝える必要があることを示していると言え、今回の大会議案書の中にもしっかりと書かれています。農協改革の問題を明確化し、正組合員と今後の状況を共有し、ともにこれから考えていかなければならない状況にあるわけです。

## ■規制改革推進会議の主張とは？

規制改革推進会議の主張を掲載しましたが、事業利用規制をどう線引きするのか、人なのか、事業量なのか、現実問題

としてそう簡単な事ではありません。また、もともと職能組合であり「准組合員の事業利用により正組合員へのサービスが低下する」「農業者の協同組合という性格を損なう」ともいっていますが、産業組合の時代に遡っても、日本の農業協同組合は今まで職能組合に純化していたことは一切ありません。それは私たちが認識しなければいけないところですが、

- 規制改革推進会議WG(2014年5月)  
「准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の2分の1を超えてはならない」  
⇒そもそもどうやって「2分の1」で線引きするの？
- 規制改革推進会議「第2次答申」  
「農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する」  
⇒産業組合から遡って、職能組合に「純化」したことがあったのか？
- 改正農協法・附則第51条3項:  
「准組合員の事業利用制限は、政府が2021年3月まで正組合員及び准組合員の事業利用状況並びに改革の実施状況について調査を行い4月以降、その結果に基づき制限のあり方を検討する」

いずれにしても二〇二一年までには何らかの動きがあるということだと思います。本場にそれでもいいのでしょうか。農水省も「准組合員の利用はむしろ農業者へのサービス向上につながっている」と言ってきました。根拠の一つは、表現の問題はありますが、営農・経済事業の赤字を埋めて、トータルでより質の高い、収益以上の資源投入を行ってきたということ。二つ目には、地方では准組合員が利用しなくなればガソリンスタンドやATMを減らさなければならなくなり、正組合員の人たちにとってもサービスの低下につながる可能性があるといるものです。では、准組合員の利用が規制された時に正組合員にどれだけ負担がかかるかについては、すぐには試算できません。農協も員外利用は分けていますが、正・准の利用割合を分けて事業ごとに把握しきれない事情もあるからです。その辺りを明確に考えていく必要もあります。

## ■准組合員対策の全国動向

全国動向としては、共益権の付与、つまり運営参画をどうするのかを焦点に なっています。論者によって農協を職能組合としてみるか、地域協同組合としてみるか、両者としてみるのかはありますが、北海道は職能組合的立場として、准組合員は「農家と農協のサポーターであ

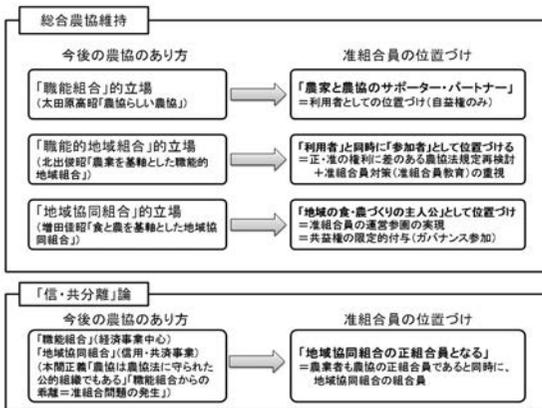


図5 「准組合員対策」の全国動向

る」と位置付け自益権の付与、つまり利用者として位置づけています。本州では准組合員にも運営参画してもらうところも出ています。たとえば京都府の農協では、組合員資格も変更し、正・准の区別をやめて組合員一本にし、「1号」「2号」とする方針を示しました。私としては、そんな簡単に正・准の区別を変えていいのか、もっと慎重になるべきではと考えており、北海道でも必要かと言われると、それは少し違うと思っています。ただし後でお話ししますが、農業労働者の人たちについては、資格要件含め何らかの考え方は必要と思っています。

今回の第二九回大会においては「サポーターづくり」のイメージや拡充ポイントも提起しています。サポーターの価値観、そもそも准組合員になってもらうメリットは何なのかを説明、発信できるようにということです。さらに、各世代に対応したサポーターづくりとするため、

ライフステージごとに農協がどういうサービスをできるのかをもう少し意識しながら事業利用の考え方や支援の方向を整理・対応していくということです。また、都市と農村、もしくは正組合員・准組合員、そういった色々な立場での相互理解や相互関連を行い地域づくりに関わっていく。さらには都市部、農村部と隔てることなく、両方の利点を活かし、北海道全体を味方にしていく、地域づくりに関わっていく、そういう方向性が重視されたものとなっています。

### ■准組合員対策としての

### 新たな取り組み

准組合員対策の新たな取り組みとして今回提案されたのが「モニター制度」で、これはこれから様々な議論が出てくると思います。道内の農協では、Aコープの店舗ごとに利用者である准組合員の声を

聞いていたところもあります。そのような経験も活かして、准組合員の意見も聞く機会を創り出すことが、正・准組合員の交流や、場合によっては新たな事業の創出や教育文化活動の発展にもつながるものと思います。

【准組合員モニター会議・交流会・教育文化活動のイメージ】 ※支所・支店での設置を優先

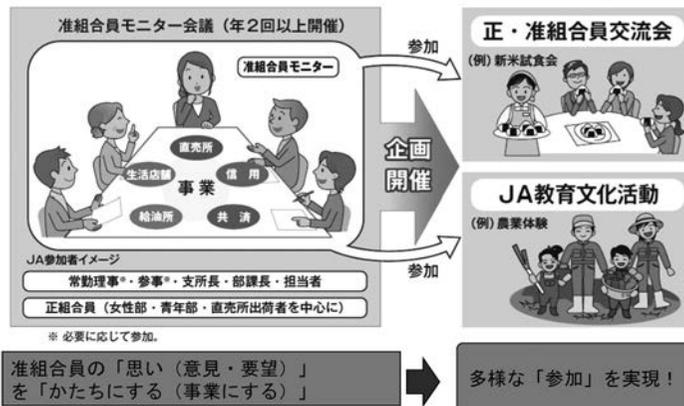


図6 准組合員対策としての新たな取り組み

今回の大会では、パネルディスカッションも実施しましたが、「生協における組合員との関係強化」の話題提供の中で、まず参加の形を多様に考えたの話がありました。参加の形は多様でよいというのは重要だと思います。参加の形を多様にするには、准組合員の人たちがこつこつとやりたい、例えば「ごども食堂をやりたい」、「地域の中でこつこつとやりたい」というものを事業化していくということです。

JAGグループ北海道の准組合員との関わり方は、運営企画型ではなく、多様な参加を模索し、モニター会議などを基盤としながら、具体化していくのではないかと私は思っています。

実践フォーラムをやってきたこの三年間、地域との関わり方が大分変わってきているように思います。農協の広報紙もコミュニティ情報誌として積極的な広報活動と情報発信が行われてきています。

正・准組合員だけに配るのではなく、コ

ミュニティ誌として地域全体に関わっていく意識です。本州ではよく行われている准組合員向けイベントについても、都市農協中心ですが、北海道でも行われるようになってきました。今までの員外の人に准組合員になってもらう、もしくは利用を推進するというものと違い、既に准組合員になっている人たちに働きかけることです。農業者以外との付き合い方という意味では、農協の組合員にとっても大きな転換点になると思います。その意識づけを総会などでしっかり確認していく必要があると思います。准組合員向けのイベントから、正・准、全組合員合わせたイベントへ発展させ、准組合員の人たちを単なるお客さんではなく、一緒に自分たちの作った野菜を売ってもらうなど、「協同する」芽を作り始めた農協もあり、そのようなことも今後考えていく必要があると思います。

## ■これまでの調査で

### 見えてきたこと

准組合員にかかわる調査から見えてきたことは、一点目に、各農協における准組合員の重みを再検証することを、最初に始める必要があるということです。実態把握を基にして双方を理解するということが、これからの准組合員対策を考えていくうえで必要と私は思います。

二点目は、今までは生活事業を中心に考えていましたが、それだけでない関わり方、多様な参加の仕方も考えていく必要があることです。何か新しいことをやるだけでなく、地域との関わりの中で自分たちがやってきたことをもう一度再点検することが、准組合員対策においても新たな地域の取り組みにつながると思います。

三点目は、准組合員になってくれる人は、農協ないし地域農業を応援する潜在

的な意識がある人だと思えます。総合的に農協の事業を利用することが、農協や農業の理解になり、総合事業利用の推進は准組合員対策とも連動しているという意識が重要だと思えます。

## まとめ

### —これからの北海道農協—

#### ■多様な担い手を！

J Aグループ北海道がこれからの姿を考える上で、キーワードになったものの一は「多様な」ということです。今後の北海道農協が抱える課題として、私が特に言いたいことは、担い手の問題です。前段で述べたように、正組合員の構成は今まで通りで良いのでしょうか。正組合員が減り、資格の再検討まで含めた中で、例えば組合員として農家女性を位置づけることはこれから必須になってくると思

います。さらに従業員、ヘルパーの人たちをどう位置付けるのか。「農家の組合」から「農家・農業従事者の組合」となる可能性はないのか。また、地位、身分保証の点からも、協同組合としての農協が何かやってもいいのではないかというのが私の考えです。加えて多様な経営体の発展に向け、色々な経営を活かすことです。画一的な経営方針に沿った経営体ばかりでは、新規参入者も限定されてしまいます。独自の経営展開や考え方をしている人たちがたくさんいることで、それぞれマッチングした新しい経営者が入ってくるわけです。そういう人たちが大事にする地域にしていくな必要があると思えます。

#### ■集団的生産力について

最初にも述べましたが「新たな集団的生産力の発揮」ということです。規模拡

大の進展の中で、個別完結型とはならず、むしろ色々な形で農協が生産領域に踏み込むことが求められています。農協の「コト」が求められないと成り立たない経営も出てきているわけです。そういう意味では、「J A」までを農協がやる、「J A」ここからは農家がやる」という区分けでなく、場合によっては「農協がそっちを全部やる」となってきたりしています。それ以外にも集団的生産力という概念は広いので、省力化技術の導入やJ Aが中心になって行う加工事業「北海道型六次産業化」、こういったものも含めて組織的に行うことの意義があるのではないのでしょうか。

太田原先生が言ってきた「集団的生産力」は、戦後自作農体系を維持するための集団化であり、小農経営の補完組織として農協の果たす役割は決定的に重要でした。現在は、家族経営の範疇をはるかに超えた規模が実現しつつも、経営安定化のために農協のより高度な補完機能が

求められる状況にあると言えます。このことを、「新たな集団的生産力段階」として意識的に取り組むことが、「多様な農協の役割」につながると私は思います。その「多様な農協の役割」とは「集団的生産力の発展」であり、それを意識して推進していくことが一つの課題であると思っています。

### ■広域連携の今日的意義

従来の農協組織の事業の強化手法は、「専門農協が総合農協に吸収されて産地形成機能が強化されてきた」とか、「複数農協の広域合併によるスケールメリットの発揮」ということが言われてきました。しかし、現在、注目すべきは、農協の広域連携、「地区連の復権」とも言える動きです。農協が地域的な課題解決のため、農協連や広域連として広域集荷施設を設置、担い手対策を特化し、稲作地

帯における畜産部門の営農指導事業連携などを進めています。これまでの専門農協の事業などを内部化するという考えとは逆に、必要に応じて柔軟に事業の一部を外出しし、専門事業連の展開で地域固有の多様な課題に対応していくという動きです。今日の動きとして、しっかりと意識していく必要があると思います。

### ■JAグループ北海道の組織対応

これまでの話を総合して、組織としてJAグループ北海道はどうあるべきかですが、一つには、組合員農家とその他の従業員も含めた多様な構成ということをご考えていくのかという、単協内部の組織の対応の課題があります。一方、全道の課題対応では連合会が調整を図っていくことが重要ですが、それと合わせて地区連が地域別課題対応の補完機能を担う重層的な広域連携です。山田定市先生は

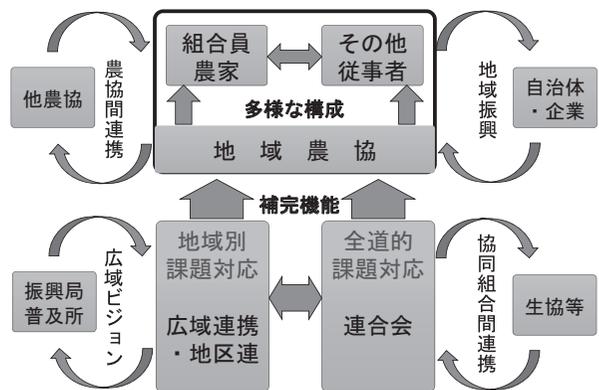


図7 JAグループ北海道の組織対応

「北海道の農協には、系統三段階制の固定的なピラミッド型だけでない実践が存在してきた」、「北海道のJAグループは必要に応じて広域連を作るなど柔軟に対応してきた」ということを述べましたが、私もその通りだと思います。時代や必要に応じてスクラップアンドビルドし、柔軟に対応できる組織形態は、北海道だから

こそ作れるのではないかと思っています。

「協同組合間連携」が今回の大会議案にも書かれましたが、そういった農協間連携、振興局・普及センターとも連携した広域ビジョン、新しい技術・農法の普及も含めながら、農協の、連合会まで含めた組織対応のあり方がコアとなって地域と関わっていく、そういう姿を形作っていく必要があります。今政府が進めている農協改革は農協の役割をせよめよとするものですが、農協は今一度「本来の役割、姿としての多様な事業が地域を支えてきた」ということを、はっきりとつぶべきです。准組合員の人たちに農協をきちんと理解してもらい、日々の生活の中で関わることで広義な意味での「組合員教育」としての意識改革となり、正組合員と准組合員の相互理解の中で、ふさわしい場を提供すること自体が多様な参加を生み出し、それが北海道らしい農協のあり方と言えるのではないかと思います。

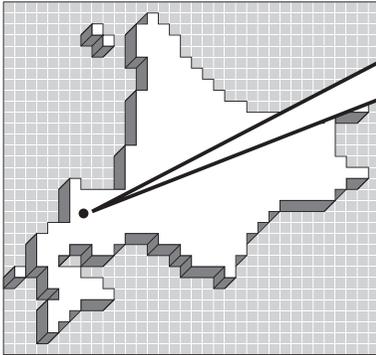
す。

今大会のサポーターづくりの中で、「ライフステージに応じたサービスの提供」がありますが、高齢者が多いから高齢者対策だけではダメで、若い子育て世代に対して何ができるのかも重要なことです。農村に戻りたいという若い人は本当にいっぱいいます。しかし、近くに病院がない、小学校もどんどんなくなっている現状があります。ライフラインとしての農協がもっと子育てしやすい環境づくりや若い人への支援ができれば若い人が戻ってくる可能性はあると思います。私が五年間ほどいた秋田での事例ですが、農協の広域合併した後の遊休施設を利用し、無料開放で員外の人たちの子育て支援の場にしていました。そこで農協加工のリンゴジュースを提供し、子供のうちから農協の商品のヘビユーザーになってもらうとか、これも共済の紹介もしていました。北海道においても、今あるコ

ンテンツで、農協は色々なことができるのは間違いありません。農協事業の利用アンケートでは、「五〇〜六〇代はヘビユーザーであるが、三〇〜四〇代は農協を利用しない」という傾向にありました。その人たちを今後取り込んでいくことも必要だと思います。

最後になりますが、北海道農協の強みは、「職能組合でもあるけれど地域協同組合でもある」、インフラの強さが土台となりながら、しかも総合農協として総合的に事業を行なうだけではなく、必要とあれば専門農協的な事業を、連合会も活用しながら取り組むことができる。二者択一の議論ではなく、それらが一体となり全てを網羅できるから北海道農協は力強いのではないか、これを「農協の多様な役割」と位置つけてもいいのではないかと思います。ご清聴ありがとうございました。

## 連載 わがマチの自慢 No.20



### 共和町

”らいでん”ブランドで知られる

かかしの里

共和町は後志総合振興局管内の北西部、積丹半島の付け根に位置している。西側の岩内町と北西側の泊村との町境の間には延長四・五kmほどの海岸線を有し、岩内湾に面しているほかは三方を山に囲まれており、特に、南部の町境周辺にはワイスホルンやチセヌプリなど、標高一、〇〇〇メートル級の山々がそびえている。このニセコ山系には、最も美しいと言われる「神仙沼」をはじめ多くの湖沼がある。周辺には自然休養林があり、大沼や長沼、数多くの湿原の植物が見られる大谷地が点在しており、特に紅葉の時期には多くの観光客で賑わうという。

まちの中央を東から西に流れ、日本海に注ぐ堀株（ほりかつぶ）川の沖積地帯に扇型に農耕地が広がっている。安政四（一八五七）年に、江戸幕府が直轄の開墾場として御手作場（おてさくば）を幌似地区と発足（はったり）地区に設けたのが、共和町の開拓のはじまりとされている。農業が基幹産業で、古くからの米どころであり、スイカやメロンの代表的な産地として知られている。

昭和三〇年に発足村、前田村、小沢村が合併して共和村が誕生した。共和の名前には、三地区の住民が「共」に力を合わせ、「和」をもって発展していこうという願いが込め

られている。昭和四六年に町制を施行。多くの道内市町村と同様に人口減少が進んでおり、昨年九月末の人口は五、九一一人と三村合併当時の四割になっている。



◀御手作場の碑、背後は役場庁舎

▼かかし祭



かかしの里

かかしは豊かな田園が広がる共和町のシンボルである。

町内に入るとかかしをイメージする街路灯が目に入る。また、役場庁舎のデザインもかかしをモチーフにしたものだという。

毎年八月下旬には二日間にとって「共和かかし祭」が開かれる。この祭りは、「共和産業まつり」として昭和五六年から始まり、昭和六〇年の第五回目からこの名

称に変更している。メインのイベントはかかしコンクールで、町内外から一〇〇体近くの手づくりの力作が並び、その出来栄を競う。かかしゲタ飛ばし大会や歌謡ショー、草ばん馬、スイカやメロンの即売会などもあり、子どもからお年寄りまで参加でき、市民の連帯感を育む催しである。今では町内外からおよそ三万人が訪れる大きな祭りになっている。

役場の近くには、共和町の歴史や文化を伝える郷土資料館である「かかし古里館」がある。

常設展示室と収蔵展示室があり、常設展示室には、かかし祭で表彰されたかかしが展

示されているほか、共和町の自然や行事、鉱工業の変遷などを紹介している。収蔵展示室は、昭和五七年に廃校となった旧幌似小学校の木造校舎を、昭和八年の開校当時のままに修復し展示室として活用している。ここには、開拓初期に使われた農機具や生活用品などが展示されているほか、昭和初期の教室の様子を復元したコーナーもある。

### 農業の概要

共和町の農業は、水稲とスイカやメロン、スイートコーンなどの野菜や小麦・バレイシヨなどの畑作物を組み合わせた複合経営が営まれている。

町の総土地面積の一七%が耕地（五、二二〇ha）であり、田と畑の面積が概ね半分ずつとなっている。作付面積では、水稲が最も多く一、五二〇ha、そば（四七八ha）、小麦（四二七ha）が続いている。特産のスイカとメロンは合せて三三〇haほどだが、年々減少傾向にある。販売農家戸数は一〇年前に比べ一〇戸減少（減少率二四%）し三四九戸。販売農家の平均経営耕地面積は一haで後志管内としては平均的な規模であるが、北海道平均から見ると半分以下で小規模である。農業産出額の七割近くをメロンやスイカ、スイートコーンなどを中心とした野菜が占めており、収益

表 共和町農業の概況

項目	単位	共和町	資料	
総土地面積	ha	30,491	2015農林業センサス 農林水産省「耕地面積調査」 (平成29年)	
耕地面積	〃	5,120		
うち 田 畑	〃 〃	2,570 2,550		
販売農家戸数	戸	349	2015農林業センサス	
うち専業	〃	210		
第1種兼業	〃	86		
1戸当たり経営耕地面積	ha	11		
作付面積	水 稲	ha	1,520	農林水産省「作物統計」 (平成29年)
	小 麦	〃	427	
	大 豆	〃	236	JAきょうわ調べ (平成29年)
	そ ば	〃	478	
	スイカ	〃	100	
	メロン	〃	230	
農業産出額	千万円	688	農林水産省「平成28年市町村別農業産出額（推計）」	
耕 種	〃	688		
うち 米	〃	166		
(米の割合)	(%)	(24.1)		
野菜	千万円	464		
(野菜の割合)	(%)	(67.4)		

の柱となっている。次いで米が四分の一を占めている。

のきょうわ農協が誕生した。

平成一二年に、町内の前田、発足、小沢に隣接する岩内を加えた四農協が合併し、現在

## 「らいでん」ブランドを代表するスイカとメロン

らいでんブランドはスイカやメロンの成功によって評価を得てきたが、今では米をはじめスイートコーンや馬鈴薯など、農協が扱う農産物を「らいでん」銘柄に統一している。今年は新たに長ネギもらいでんブランドの仲間入りをしている。

スイカの本格栽培は昭和三〇年代後半に始まった。昭和三八年に、発足地区の青年農業者グループ「みのる農事研究会」の会員が、スイカのピニールトンネルによる促成栽培

を試みたところ、品質の良いものができたうえ、他の産地よりも早く出荷できたことから高い評価を得た。この成果が地域に広がり、翌年秋には、四〇人を超える生産者が発足青果物生産出荷組合を設立し、生産が本格的にスタートした。昭和四〇年代にはメロンの本格栽培も始まり、農協をはじめ普及組織や試験場など関係機関とよく連携しながら、一元集荷販売体制の整備、栽培品種の統一や栽培法の検討、土づくりの推進などに組織を挙げて取り組んできた。

連作障害対策として、スイカ・メロンと、土壌病害を抑える効果がある長ネギを混植

して栽培する独特の方法を導入したほか、緑肥や堆肥の投入などを進め、化学肥料や化学農薬の使用を抑えるクリーン農業を推進してきた。らいでんスイカ生産組合は、Y E S・C l e a n表示制度の登録集団になっている。また、畑地かんがい施設の整備やハウス栽培の導入によって出荷期間を拡大するなど、長期安



メロン圃場

定出荷に努めてきた。

品質管理面では、全国の産地に先駆けてレーザー光線を使った非破壊糖度測定装置を備えた選果施設を整備、その後も機械装置を更新するなど、外観上の品質に加えて空洞や糖度等の内部品質を一個一個測定、消費者に届くまでのトレーサビリティシステムも導入して品質管理を徹底し、市場や消費者のニーズに応えてきた。

平成に入ってから、メロンの作付けがスイカを上回るようになった。平成二九年度の農協の販売取扱高はスイカが約八億円、メロンが約二億円と、この二品目で全体の概ね五割を占めている。また



選果施設画像センサー



選果施設

出荷先は、スイカは道内が八割、道外が二割と道内中心に販売しているのに対して、メロンは道外が七割、道内が三割と全国へ出荷しており、三万玉ほどは香港に輸出している。

### ブランド価値の 向上に町の支援

町では農協と連携して、安全・安心で高品質な農産物を生産・供給するための施策を講じている。米の調製貯蔵施設やメロンの集出荷選果施設は、町が事業主体となって建設し、農協が指定管理者となって運営している。町内には畜産農家がほとんどいない



らいでんスイカの初セリ

ことから、町外からのバーク堆肥や鶏糞の購入、緑肥種子の購入、心土破砕の施工費用に対して助成し、土づくりを推進している。また、安定生産・出荷対策としてビニールハウスやジャガイモの被覆資材の購入に、スイートコーン面積拡大対策としてトンネル

支柱の購入に助成を行っている。さらに、町の農業開発センターでは土壌分析・診断に加えて、スイカやメロン、スイートコーンの品種比較試験や、特に近年では、管理作業の省力化を探る試験に力を入れている。これらの対策は長い期間継続して行われている。

### 大手メーカーから らいでんメロンの 加工品が発売

一昨年末、町が平成二九年の「共和町五大ニュース」を町民から募集したところ、らいでんメロンの果汁を材料にした飲料やお菓子が全国的なメーカーから販売されたこと

が第一位となった。従来から農協が「らいでんメロンゼリー」を委託製造・販売していたが、大手のメーカーもらいでんメロンに注目している。

アサヒ飲料株式会社は、日本各地の特産果実を厳選して使用した炭酸飲料である「特産三ツ矢」シリーズにらいでんメロンを採用し、一昨年「特産三ツ矢 北海道産らいでんメロン」を販売した。キリンビール株式会社は、定番のブランド「氷結」シリーズから、らいでんメロンのストリート果汁を使用した「キリン氷結 北海道産メロン（限定出荷）」を発売している。季節限定商品ではあるが、一昨年と昨年2年連続しての販

売となった。和洋菓子やパンの製造販売を行っている株式会社もりもと（本社千歳市）では、クッキー系の洋菓子「北の散歩道シリーズ」と「太陽いつぱいゼリーシリーズ」にらいでんメロンを使っている。こうした話題は、特に後継者に対するアピールとなり、らいでんブランドに対する誇りや生産意欲の向上に



稲穂・スイカ・メロンが描かれたマンホール

つながるものであろう。

### つながる農業後継者の活躍

スイカやメロンの本格栽培のきっかけは、後継者を中心としたグループである「みる農事研究会」のトンネル栽培の試みであった。時を経て一〇年前、みのある農事研究会メンバーの後継者もいる青年農業者グループ「Grow up（グロウアップ）」が設立され、スイカやメロンと並ぶ新たな特産品をつくらうと、ヨーロッパ研修の時に現地で印象に残った野菜を栽培し、年に数回地元で直売するなど消費者との交流を進めている。

また、学校給食への食材提供や提供農産物の説明など小学生の食育活動にも協力している。

近年は4Hクラブの活躍も光る。共和町4Hクラブは昭和四九年に、栽培技術の向上や仲間づくりを目的に立ち上げ、農業改良普及センター等の指導を受けながら、各種のプロジェクト活動や交流活動に取り組んできた。平成二八年度からは、クラブ員の関心が高く、労働負担の増加や収益性・市場性の低下を招いている「メロンの果実の底に小さな穴があいてへこむ障害果（通称…尻上がり果）の発生実態の把握とその対策」をテーマとするプロジェクト活

動に取り組んできた。昨年度の全道青年農業者会議で、後志地区の代表として二年間のプロジェクト活動の成果を発表し、園芸・特産作物部門で最優秀賞を受賞した。

最優秀賞の受賞は、平成一四・一五年度の連続受賞以来一四年振りとなった。

町としても、農協や農業改良普及センターなどの関係機関と構成している「共和町農業後継者対策協議会」の事業を支援するなど、農業後継者の育成に力を入れている。就農時には激励会を開催し、就農祝い金を支給しているほか、先進地の視察研修、土壌分析やフォークリフトの資格取得講習会など各種研修会参加費

用の助成などを行っている。また花嫁対策として、婚活情報誌と連携し、主に札幌圏の独身女性を町内などに招き、農業青年が企画運営を担って、夏は果菜類の収穫体験とボーリングや夕食会などの交流事業、冬は婚活パーティを行う「らいでん農コン」を実施している。

メロンやスイカなど集約的な作物を特産とする共和町では、担い手の高齢化に加え、熟練した雇用労働者の高齢化も進んでおり、作付けを維持するうえで大きな課題となっている。今後も農家戸数の減少が進み、一戸当たりの経営規模の拡大が見込まれる中で、農作業の省力化や効率化に向

けて地域ぐるみで取り組んでいくことが、担い手や雇用労働力を確保する上でも重要となる。

### 〈取材後記〉

#### ◆二つの謝恩碑◆

取材に備えて資料を集めている中で、この地域の農業振興に貢献のあった二人の研究

者の謝恩碑（記念碑）が町内にあることが分かった。二つの謝恩碑は役場近くの河川敷公園に並んで建てられていた。

一人は伊藤誠哉先生（明治一六年～昭和三七年）だ。碑文には「先生は植物病理学者。当時本道未曾有の稲熱（いもち）病発生に際し、昭和八年根拠地を本村に選り自ら指導



伊藤誠哉先生記念碑

に当たられ、此の地方の米作を救われた恩人である。」（句読点及びふりがなは筆者）とある。先生は、大正から昭和初期にかけて道内にまん延したいもち

病の総合防除法を確立され、大学、農事試験場、行政、農業者等が一体となった防除の取り組みを指導し成功に導かれた。実験室や試験田での成果を、集落ぐるみの実際の水田で確認し、その効果を展示するために「防除集落」を設けることとし、その一つとして昭和八年に指定されたのが、旧発足村水松澤（おんこのさわ）であった。北海道地域農業研究所が平成二五年に刊行した「新北海道農業発達史」には、当時の防除法の確立から現地への普及の取り組みに対して、「今日の産学官提携のモデルともいふべき取り組みがこの時期に大きなスケールで行われていたことは注目

されてよい。」と記載されている。

もう一人は島善郷（よしちか）先生（明治二年～昭和三年）である。碑文には「先生は我が国園芸学の権威であるが、特に後志・岩宇及び山麓地方の不振を憂い、岩宇園芸試験地の設置に尽力し、



島善郷先生謝恩の碑

自ら率先して馬鈴薯浴光催芽栽培技術の普及にあたり、更に砂丘地防風林の設置と土地改良の必要性を提唱し、西瓜、メロン、百合等の改良を指導してこの地方の特産物たらしめるなど、この地方の振興に力をいたされた。」とある。岩宇園芸試験地は道立の試験地として昭和二七年に設置され、昭和四六年に廃止されている。

また、先生は近代的なリンゴ栽培の基礎を築かれ、リンゴの研究と普及に一生務められるなどリンゴの神様といわれた。北海道大学の余市果樹園には島先生と恩師の星野勇三先生の功績を称える碑が、リンゴ農家の人たちの志によ

り建立されている。

二人の研究者をはじめ多くの先人の苦闘と努力の積み重ねのうえに、今日の共和町農業・らいでんブランドがある。先人への敬意と感謝の念を次の世代にしっかりとつなぎ、共和町農業のさらなる発展に向けて一丸となって取り組んでいこうという決意が謝恩碑建立に込められている。



共和町役場やきょうわ農協のみなさまには、取材の対応、資料や写真の提供、原稿の確認など多くのご協力を頂きました。心からお礼申し上げます。

一般社団法人北海道地域農業研究所

特別研究員 三津橋 真一



研究会・研修会等への  
報告者・講師の派遣  
(平成30年10月～12月)

- テーマ 北海道農業とTPP・F  
TA・EPA  
講演 飯澤 理一郎  
(当研究所・所長)
- 「平成30年度新規就農優良農業  
経営者表彰式」  
主催 (公財)北海道農業公社・  
担い手育成センター
- とき 平成30年11月13日  
テーマ 選考経過報告  
報告 黒澤 不二男  
(当研究所・顧問)
- 「宗谷管内JA役員研修会」  
主催 宗谷管内農協組合長会、  
JA北海道中央会旭川支  
所
- とき 平成30年11月19日  
テーマ 准組合員問題の対応方向  
について  
講演 宮 入 隆  
(北海学園大学・教授)
- 「第66回日本農村生活研究大会  
in北海道 シンポジウム」  
主催 日本農村生活学会  
とき 平成30年12月8日  
テーマ 過去から学び未来へとつ  
なぐむら・ひと・くらし  
コーディネーター 黒澤 不二男  
(当研究所・顧問)
- 「中央アジア地域農民組織強化  
(A)」  
主催 JICA北海道  
とき 平成30年10月11日  
テーマ 日本の農業政策  
講義 飯澤 理一郎  
(当研究所・所長)
- 「第8回米ー1グランプリ」  
主催 米ー1グランプリらんこ  
し実行委員会
- とき 平成30年11月17日  
テーマ 審査委員長講評  
報告 飯澤 理一郎  
(当研究所・所長)
- 「平成30年度北海道地域農業研  
究所モニター会議」  
主催 (一社)北海道地域農業研  
究所
- とき 平成30年11月30日  
テーマ 地域農業の動向と農業協  
同組合に望むこと  
個別報告 井上 淳生  
(当研究所・専任研究員)
- 「同友会経営者大学・経済学  
コース」  
主催 北海道中小企業家同友会  
とき 平成30年11月6日
- 「第66回日本農村生活研究大会  
in北海道 一般報告」  
主催 日本農村生活学会  
とき 平成30年12月9日  
テーマ 嫁ぎ先としての農村―北  
海道における農業青年結  
婚支援事業を事例に―

## 編集 後記

◆特集記事「力強い北海道農業の構築に向け

て」は第八回目となり、東京聖栄大学の藤島先生に卸売市場法の改正内容と市場流通・生産者への影響について提言いただいた。ご一読願いたい。

◆エッセイを担当いただいた蝦名さん、四回に亘りたくさんの「地域で見つけた宝物」をご披露いただき、そのフットワークとネットワークの広さに敬服しました。更なるご活躍を！

◆平成も残り四カ月となり、五月からは新しい元号に変わる。良くも悪くも激動の時代と言われた昭和から移行した平成のこの三〇年間、人それぞれにどのような記憶として刻まれたのであろうか。昭和世代以前の方の人口比率が高いのは当然であるものの、平成生ま

れも二五%を占め、四人に一人は平成の記憶しか持っていないというのが現状である。新年を迎えたこの機会に、いろいろな場を通じ、それぞれの時代に得た経験や教訓を後世に伝承することも重要ではと思う。

◆春間近の暴風雪、夏場での豪雨や大型台風の襲来、そして震度七を記録した胆振東部地震発生と、数々の大きな自然災害に見舞われた年も明け、猪年を迎えた。猪という言葉からすぐ頭に浮かぶのは、猪突猛進というがむしろに突き進んでいくイメージであるが、一方で猪はその栄養価が高いことから、無病息災の象徴ともいわれている。気持ちも体も健やかに、それぞれの目標にまっすぐ突き進んでいく年となることを期待したい。

(下) 岡 省 (一)

## DATA FILE

小樽商科大学  
〒047-8501  
小樽市緑3丁目5番21号

東京聖栄大学  
〒124-8530  
東京都葛飾区西新小岩1-4-6  
☎ 03 (3692) 0211  
Fax 03 (3692) 0213

一般社団法人 北海道米麦改良協会  
〒060-0004  
札幌市中央区北4条西1丁目1番地  
☎ 011 (232) 6495  
Fax 011 (232) 3673

北海道農政事務所  
〒064-8518  
札幌市中央区南22条西6丁目2-22  
エムズ南22条第2、第3ビル  
Fax 0135 (73) 2288  
☎ 0166 (48) 2887

## 関連事項 / DATA

北海道旭川農業高等学校  
〒079-8431  
旭川市永山町14丁目153

北海学園大学  
〒062-8605  
札幌市豊平区旭町4丁目1番40号  
☎ 011 (841) 1161 (代)

共和役場  
〒048-2292  
岩内郡共和町南幌似38番地の2  
☎ 0135 (73) 2011

一般社団法人 北海道地域農業研究所  
〒060-0806  
札幌市北区北6条西1丁目4番地2  
ファーストプラザビル7階  
☎ 011 (757) 0022  
Fax 011 (757) 3111  
HP : <http://www.chiikinouken.or.jp>  
E-mail : [office47@chiikinouken.or.jp](mailto:office47@chiikinouken.or.jp)



代表取締役社長 石崎 裕

本 社

〒060-8550

札幌市北区北7条西1丁目2-6

TEL 011-756-3211(代) FAX 011-709-5640

Meat  
Packer  
Incorporation

安全・安心な食肉を  
真心こめて  
全道5工場から  
全国の皆様へ  
お届けします。



株式会社 北海道畜産公社

代表取締役社長 岡本 安司

本社 〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 共済ビル3階

TEL (011) 242-4129 FAX (011) 242-2929



は、

# 選ばれた ゆめぴりかにだけ ついていきます。



本来のおいしさをお届けするため、「ゆめぴりか」には品質基準を定めています。タンパク値を基準以下に抑えるなどすべての基準をクリアできた「ゆめぴりか」にだけつけられるのがこの認定マーク。生産者が守り続ける、確かな品質の証です。

北海道  LOVE  
北海道米販売拡大委員会  
www.yume-pirika.jp 北海道米 検索